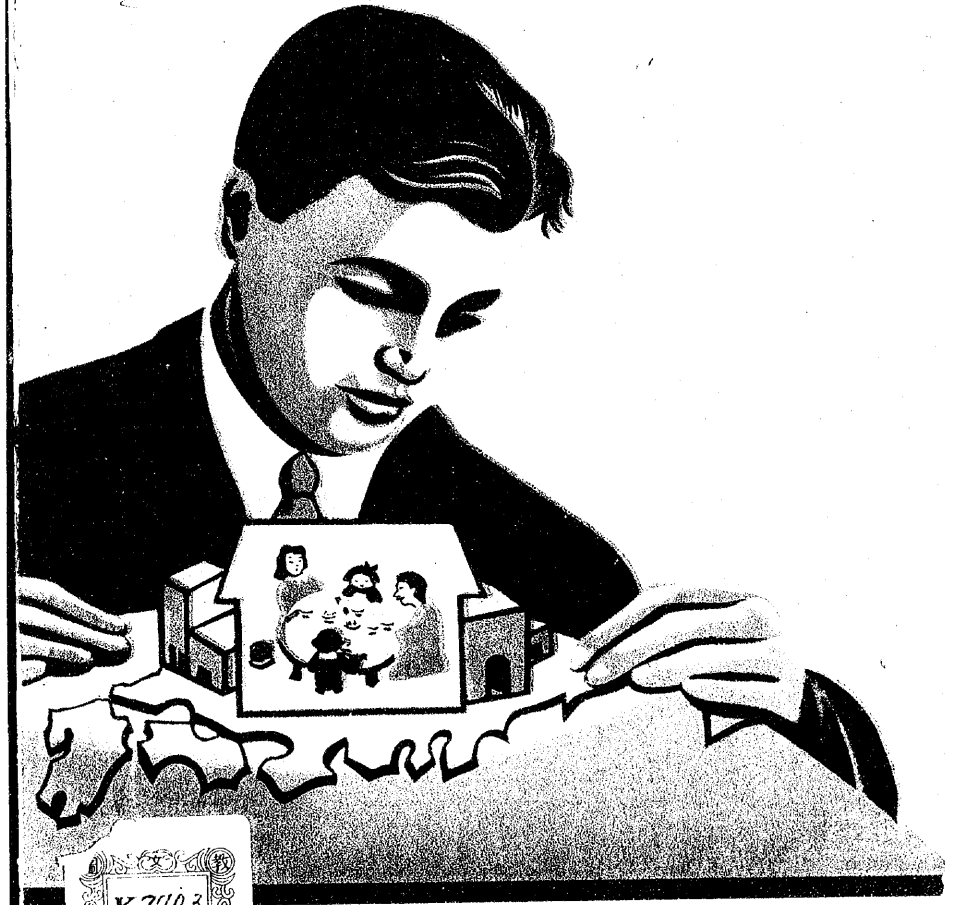


K270.3

1

22

文部省著作教科書
社会科 22

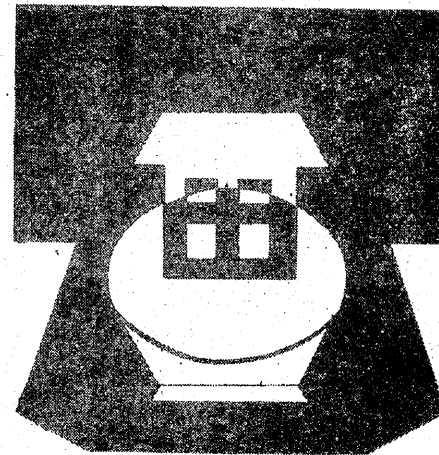


安定への対策

社 会 科 22

生活安定への対策

(高等学校第1学年用)



永野重史氏
寄贈

目 次

ま え が き	5
第1章 貧乏は社会と個人とにどんな影響を与えるか...	9
I. 貧乏の意味	9
II. 貧乏の原因	14
III. 貧乏の悪循環	18
研 究 事 項	22
第2章 人々は生活の安定のために協力しなければならぬ	23
I. 生活の不安定	23
II. 社会保障制度とは何か	26
研 究 事 項	34
第3章 わが国の社会保障制度	35
I. わが国の社会保険制度	35
II. 社会保険制度の問題	40
III. 公的扶助—生活保護	45
研 究 事 項	49
第4章 社会保障制度を強力にするにはそのほかにどんな努力が必要か	50
I. 公衆衛生活動	50

Ⅱ. 児童福祉の事業.....	54
Ⅲ. その他の事業.....	61
研 究 事 項.....	66
む す び	67

まえがき

新聞に青少年の不良化や犯罪や自殺の記事が出ている。それを読むと「社会は暗いなあ」と感じる。もちろん社会には暗い面ばかりではなく明かるい面も多い。それは、われわれの毎日の生活と同じようなものだ。われわれの人生は明暗のかけにいろどられていて、喜びも苦しみも人間の生活にはつきものだ。人生をいっそう喜びに満ちた明かるい幸福なものにしようとするのは、人間として自然な要求であり、社会をできるだけ明かるくしようとするのは、人間らしい感情の現われである。青少年の不良化や犯罪や自殺の記事を見て、いたましい暗い気持ちになるのは自然の感情だが、われわれは同時にこうした社会の暗い面をできるだけ少なくするように努力しなければならない。

これらの暗い事件の背後にある原因は、いろいろあるだろうが、その中でもいちばん大きな原因は、貧乏と病気である。しかし、病気は貧乏でさえなければ、多くの場合は、これをなおすことができるし、また、それにかからないですむこともできる。根本の問題は、貧乏であること、生活が不安定であることにある。貧乏や生活の不安定はいつの世にもまたこの社会でも人々からいみきらわれてきた。いろいろな小説やおとぎ話には、主人公が金持になって幸福になる筋がある。それには、人々の豊かになりたいという昔ながらの希望が反映しているのだろう。

すでにわが国でも、古墳時代の発掘品の中には、金持の貴族のすばらしくぜいたくな遺品に並んで、当時の貧しい人々の持ち物とおぼしい質素なものが出てくることを学者は報告している。「万葉集」では、やまの えのむくら山 上 憶良が「貧窮問答歌」の中で、当時の貧しい人々のいたましい生活を描写している。すでに奈良の古い時代にも、貧乏は人々の問題

になっていたのである。

もちろん貧乏はそれ自身が不幸だといえることはできない。金持であることがそのまま幸福であるとはいえないように、幸福や不幸は、いわば、心の問題だともいえよう。けれども、正常な人間ならば、貧しい暮らしよりは豊かな生活を欲するのは当然である。貧乏は人生のかなり大きな不幸の一つであり、またさらに大きな不幸の原因になるということには、だれも反対はしないだろう。

貧乏を避けるためには、個人が自分で努力することもたいせつである。しかし、それだけで社会に存在する貧乏や生活の不安定の問題を解決することはできない。個人の働こうとする意志にかかわりなく、貧乏になる社会的な原因がたくさんあるからである。また一方、社会に多くの貧しい生活があり、生活の不安定に悩む個人がいることは、社会や他の個人にとって決して幸福なことではない。さきに述べた社会のいろいろな暗いできごとの原因が貧乏や生活の不安定にあるとすれば、また、社会が全体として、無知と無教養と病気に満ちているとすれば、どうして社会とその中に生活する個人にとってそれが不幸でないといわれようか。

昔から貧しい人々の味方になり、それらの人々を力づけ、救おうとした人々がいた。それはおもに宗教家だった。また、昔でも、時の支配者が人々の生活を豊かにしようとして、いろいろな政策を行ったこともあった。しかし、貧乏と生活の不安定に対して、社会がこれを一般的な問題として組織的協力的に解決しようとする努力を始めたのは、近代の社会になってからのことである。それには多くの理由があるだろうが、次のようなことが考えられるだろう。

まず、近代の社会では、貧しい人々は、昔のように、家族関係や主従関係をたどって、助けてもらうことが少なくなったことである。近

代の社会では、多かれ少なかれ個人主義的な傾向が強くなり、自分の幸福については、自分で責任を持たなければならなくなってきた。また社会の仕組が複雑になってきたから、自分の意志に反して、収入が中絶することも多くなった。しかし、個人の力では限りがある。そこで支配的な位置にある人々も、貧しい人々の不満をささ社会を安定させるために、これを組織的に救済する方法を考えるようになり、また一方では、個人の権利に目ざめた人々が、力を合わせて組織的に自分たちを救済しようとする努力をするようになった。こうして、人々の生活安定の問題は、家族や個人の問題であると同時に、社会的な問題になってきたといえることができる。

さらに、近代の社会が進むにつれて、民主的な精神が発展し、他人の幸福に対する配慮が、しだいに一般的になってきたことも大事なことである。社会の不幸を協力して防止しようとする人道主義的精神が強ければ強いほど、民主的な社会は発展する。しかし、これを現実を無視した人道主義的な精神とばかりいうことはできない。一つの社会に貧乏や生活の不安定が多くなれば、その社会には、無知や犯罪やその他の反社会的な行動が多くなり、その社会の秩序も乱れ、生産も減り、全体として、社会自体の健全な発展は望めない。これは、現実の問題としても重大なことである。

民主主義社会は、各個人の持っている能力をできるだけ発展させ、それを自分のためにも、社会のためにも、役立たせることを目指している。したがって、社会は各個人の能力ができるだけ伸びて行くのを妨げるいろいろな障害を、協力して取り除く責任を持っている。そのような障害の中には、しばしば個人の貧乏に影響するものがある。そうしてみれば、社会が発展し、社会と個人がさらに幸福になるためには、どうしても「貧乏と生活の不安定」の問題に対して、欠乏から

開放されることを目ざして、社会も個人も真剣に戦いをいどまなければならない。諸君もまた、それを自分の問題として、その理解と解決のために努力しなければならない。それは諸君自身の幸福のためにも、また社会の健全な発展のためにもたいせつなことだからである。

第1章 貧乏は社会と個人とにどんな影響を与えるか。

I 貧乏の意味

健康で文化的な生活の要求。ある婦人が大きなダイヤの入った指輪をほしいと思ったが、それを買うだけの金がなかったために、それを買わずに、靴を買ったとしよう。その婦人がさっさと自分の欲しいと思う指輪を買って行く人を見た時、自分は金持ではないということを感じるかもしれない。またある人は、こどもが病気なのに、医者にかける金がなく、それを友人に借りたとしよう。友人は特別に金持ではない。しかし、その時、金を借りた人はその友人を自分より豊かだと思うだろう。この二つの例を通して、貧乏というものの意味を考えてみたまえ。

金持とか貧しいとかいうのは、比較の上のことだということができるかもしれない。しかし、ダイヤを買えないでも靴を思うままに買うことのできる人は、われわれは、貧しい人だということとはできないだろう。また、友人の困窮を救うために、かれに金を貸すことのできる人を、それだからといって、金持だということとはできない。こどもの病気のために、医者を頼むことのできない人をわれわれは貧しいと呼ばなければならないし、ダイヤの指輪をほしいと思う時に買うことのできる人を金持だとわれわれはいうのである。

そうしてみると、貧乏というのは、単に比較の上のことだけではなく、なにかそこに客観的な基準があるように見える。われわれは日常、貧しいとか金持とかいうのを、比較の上でいつていることもあるが、そうでなく絶対的な意味でもいつている。ここで取り扱うのは、後の場合の貧しさである。ところが、では、どこからが貧乏で、どこからが金持であるか、という境を決めることになると、問題はむしろ

しくなる。

憲法には「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されている。この最低限度の生活をする権利を有しながら、実際には種々の原因から、それを営むことができない人々がある。このような人々を、われわれは貧乏な人と呼ぶことができるだろう。さらに、「健康で文化的な最低限度の生活」の基準を数字で表わすことができるだろうか。おそらくそれは正確にはできないだろう。けれども、次のような人間の基本的な欲求についてこれを満たすことができないほど、個人や一家の収入が少ない場合には、われわれは、これを貧乏だといわなければならない。

衣食住についての基本的要求。 われわれが生命を維持し、仕事をして行くためには、一定の栄養を必要とする。その必要量は、各人によって違うが、成人した日本人では普通の生活で1日総量2400カロリーの熱量と75グラムのたんぱく質が消費されるといわれている。もしこれだけの栄養量が経済的な理由で取れない場合には、普通のおとなであるならば、精神的にも肉体的にも弱ってしまう。

また、人間にとっては一定の衣服が必要である。衣服は外界の気温に対して人体の体温を調節して、外界の影響からからだを守るためのものである。寝具もまた、同じような役目をするだろう。さらに、それを不潔にしないために、着替えも必要だし洗たくのためのせっけんも必要である。衣類が不潔であれば、われわれは健康を保つことができないからである。衣服は健康のためばかりではない。社会の生活では、他人に不快の念を与えないためにも、また、危険の多い、あるいはよごれやすい仕事のためにも、それぞれの衣服が必要である。

住居に対しても、一定の要求がある。風雨さえしのげればよいというのは基本的な要求であるが、この上に一定の広さと、日当たりと乾燥していることが、健康のために必要である。さらに、炊事場や便所と

いような場所もまた第1表 年齢別・性別によるカロリー・たんぱく質1日当り要求量(厚生省研究所栄養部研究会編「食品栄養価要覧」による)

以上の衣食住の要求は、わが国では、戦争という現実によって、必ずしも個人の経済的貧困によるばかりでなく、一般的に十分満たされなかったともいえる。しかし、それでも概して、貧しい人々が、さらにいっそうそうした要求を満たすことができないのが現実である。

教育や文化生活の一定の水準。 われわれは、毎日少なくとも新聞を読み、十分批判しながら

現在の政治や経済や文化の諸問題を理解しなければ、社会を改善するいろいろな活動に積極的に参加することができない。候補者の政見を聞いて、これを理解し、正しく批判する能力を国民が持っていなかったら、どうして、自分の意見に基づいてよい候補者に投票を行い、悪い候補者に反対することができよう。さらに、現在のように文明の進んだ社会では、一定の科学的教養や種々の基本的な社会の思想についての理解を持たなければ、最少限の社会活動も十分に行うことはできない。

近代の大工業の発達は、もちろん多くのすぐれた科学者や発明家の

年齢(満)	男 子		女 子	
	熱 量 (cal.)	たんぱく質 (g)	熱 量 (cal.)	たんぱく質 (g)
2	1200	50	1200	50
3	1320	55	1320	55
4	1430	60	1430	60
5	1490	60	1490	60
6	1610	65	1500	60
7	1690	70	1570	65
8	1740	70	1630	70
9	1800	75	1690	70
10	1880	80	1740	70
11	1930	80	1830	75
12	2050	85	1930	80
13	2160	90	2030	85
14	2260	95	2100	90
15	2360	100	2120	90
16	2430	100	2100	90
17-20	2500	100	2100	90
21-30	2500	85	2000	70
31-50	2400	80	1900	65
51-60	2250	60	1800	50
61以上	2100	55	1700	45

力によるところが大きい。同時に工場で働く労働者たちの知識と技術の水準が一般に高まったことにもよるのである。したがって、普通に社会生活を営むために必要とされる教養の程度は、社会が発達すればするほど高くなる。そして普通の水準の教養をうるためには、われわれは自分の子どもたちに、十分に教育を受ける機会を与えなければならない。そればかりではない。おとも、絶えず読書・講演会・討議・定時制課程・通信教育・劇・映画・旅行などによって、教養を高める機会を持たなければならない。さらに、勤労の疲れをいやし、明日の新たな活力を養うための健全なレクリエーションの機会を持つこともまたたいせつである。

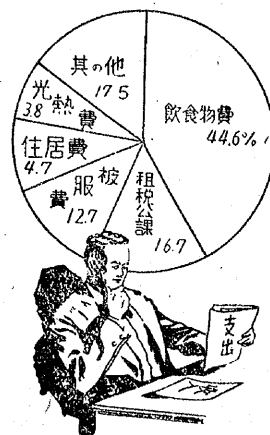
健康の保持。 われわれは、つねに健康であるとは限らない。また、健康のために必要なことを、知っていながら、それを行わないことがしばしばある。病気にもなれば、けがもする。その時、医者にかかることができなかつたり、たとえてきても、十分な手当や手術を受けられず、必要な薬品も手に入れることができなかつたなら、どうだろう。短期間で全快するはずの病気やけがもなかなかおらないだろう。時には、手当さえ十分であればあるはずの病気で命を落すかもしれない。お産の時に、助産婦に来てもらえず、衛生資材も十分でなく、その上母親の栄養が足りなかつたりすれば、生まれた子どもも母親も、その健康をそこなうのは当然だろう。

最低生活水準を維持するには一定の収入が必要である。 「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な条件はもちろん、以上で尽きていくわけではない。さらに、ここにあげた条件にしても、具体的にどの程度のものが最低限度であるかということ、多くのすぐれた学者が研究してきたが、まだすべての人を納得させる学説はできていない。しかし、それは、われわれが十分な社会活動を行うことができる健康な生活の最低限度が存在しないということを意味しない。もし以上の

条件が満たされなければ、またある程度満たされても、不規則にしか満たされないとするれば、健康な生活が維持されないことは明らかである。

「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するために必要な諸条件は、現在の社会では、その大部分が、金がなくては満たされない。食物や衣服や薬品やせけん類は、もちろん金で買わなければ、手にはいらない。配給物でも、金を払わなければならない。家を借り、銭湯に行き、理髪をし、映画を見るにも、その他のレクリエーションの施設を利用するにも、すべて金がある。農家では、食糧の大部分を自分で収穫したもので間に合わせるかもしれない。医者の家では家族が病気になった時、医療費を払わずにすむだろう。しかし、この場合でも、やはりもとをたどれば、金がかかっているわけである。現在のような商品経済の社会では、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、一定の金が、すなわち、最低限の基本的な収入が必要である。その収入が、健康で文化的な最低限度の生活を満たすだけに十分でない家庭や、収入の使い方がへたな家庭を「貧しい家庭」であるということができよう。

不時のできごとが生活の不安定をもたらす。 ようやく一家の収入で、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができても、人生には不時のできごとが起りがちで、それによって、今までの順調な生活が乱されることがある。収入を得ている父が病気になったり、失業したらどうだろうか。火事に会うことはないだろうか。そうした不時



賢明な消費者は
家計の予算をたてる
(上の円形グラフは東京都統計
局調による昭和24年12月の
勤労者家計費である)

のできごととは、個人の注意だけでは防げないことが多い。そうした家庭では、現在貧乏とはいえないにしても、いつも生活が不安定にあるということができよう。

I 貧乏の原因

貧乏にはだれもなりたくはない。好んで貧乏になるものはいない。「かせぐに追いつく貧乏なし」ということわざがあるが、働く意志があり、常に健康であり、働く仕事があり、働けば必ず適当な収入があるならば、ことわざどおりになるだろう。しかし現実には、そういう条件が、すべてそろうとは限らない。だから、貧乏の直接の原因はたくさんあり、それがいろいろに組み合わせられて、実際の貧乏が生ずるのである。

精神的・身体的欠陥。 浪費癖が強かったり、怠惰な性格であったり、あるいはさらに、社会生活にうまく適応できない性格、たとえば、わがままで非協力的であったりするような精神的な欠陥があるために、貧乏になる人々がある。さらに、知能的欠陥があつて、収入の多い職業につけないために、貧しい生活を送る人々もある。その上、身体的な欠陥、たとえば、耳や眼が先天的、あるいは後天的に不自由である人々も、また有利な職業につけないために、貧しい生活を送らなければならないこともあろう。

老年のための収入の減少。 低収入の人たちが年を取ると、貯蓄の余裕もなく、こどもにも高い教育を受けさせられなかった場合には、どうなるだろう。年とともにその労働能力や体力や技能が低下する。すると、その収入が少なくなる。そうした人々は、多くの場合、こどもにも有利な職業につけるだけの高い教育を受けさせることもできないから、そのこどもに経済的な助力をしてもらうこともできない。こうして貧乏な生活に陥る人も少なくはない。

けがや病気による生活不安。 働き手が病気やけがをするとその休んだ間だけ、収入がまったくないか、あるいはふだんより減少するのが普通である。むしろ医者にかかったり、薬品を買ったりするだけ、ふだんより支出がふえる。病気やけがは、種々の個人的な原因に基づく場合もあるが、仕事の性質や職場の状態によることも多い。過労や職場の不衛生な状態や安全設備の不足などが、病気やけがの原因になりがちである。そう考えると勤労者は一般に低収入の上に、そうした病気やけがに災される率も多いことになる。そうすると、けがや病気が生活の不安に直接に大きな影響を及ぼすのである。

失業による不安。 産業時代が発展して、被用者はしばしば、失業の危険にさらされるようになった。それ以前の社会でも、たとえば、江戸時代の浪人のように、藩の禄から離れる一種の失業がないではなかったが、一般には世襲の職業があつて、その身分とともに生活も、貧しいものは、貧しいなりに保障されていた。現代では、十分に労働の能力をもち、しかも労働の意志も十分ありながら、職を離れ、さらに、新たな職を見つけることができない場合がある。その原因にはだいたい次のようなものが考えられるだろう。

第2表 昭和22年国勢調査による産業別雇用状況
(経済安定本部編、人口と失業より)

区分 (単位千人)	総数	完全 就業者	部分 就業者	失業者
農 業	16,653	15,033	1,589	31
林 業	484	435	44	5
水 産 業	720	572	138	10
鉱 業	682	613	54	15
土 建 業	1,361	1,126	194	41
工 業	5,908	4,855	871	182
ガス、電気 水道業	196	170	20	6
商 業	2,262	1,785	405	72
金 融 業	249	217	23	9
交 通 業	1,550	1,348	158	44
サービス業	902	663	174	65
自 由 業	1,151	990	137	24
公 務 員	1,310	1,168	103	39
そ の 他	466	374	70	22
計	33,987	29,349	3,980	658
無 業	93	—	—	93

(1) 産業の変化。各種の産業は、常に繁栄して行くとは限らない。たとえば、社会の需要が絹製品からナイロンのような、化学繊維製品に移った場合、これに応じて他の有利な企業に転換できない絹織物工業は、会社や工場を閉鎖したり、雇用人員を減少しなければならない。そういう特殊な場合でなくても、ある種の産業が盛んになったり衰えたりする。衰えて行く産業では、人が余って解雇される人も出る。この場合には被用者側ばかりでなく、企業家の中にも破産して貧乏な境遇に陥る人もあろう。

(2) 新しい機械の発見。新しい機械が発明され、工場がそれを採用して、新しい生産方法が行われるようになると、普通今までよりも少ない人数で、仕事が間に合うし、今までは、長い年期を入れた高賃金の熟練労働者によって行われた仕事も、不熟練で低賃金の労働者にとって代わられることになる。ここに失業者が出る。この場合、新しい機械を製造する工業が発達し、そして人が不足することもある。しかし、解雇された人たちがすべて新しい産業に一時に吸収されることはない。仕事の種類も違い、仕事の場所も遠く離れている新しい産業に適應するのは、なかなか困難なことである。

(3) 産業立地の変化。各種の産業の盛衰や新しい産業の興隆によって、当然産業立地の条件が変化する。そこで、ある地方で職を失った被用者も、他の地方に行けば、職を見つけることができるはずである。しかし、普通、労働者が他の地方の就職の機会や労働条件について、知識を得ることは困難なことだった。その上、他の地方に移れば、よい仕事がありそうだということがわかっていても、住み慣れた土地を離れて、しかも、不確実な知識をたよりに、ゆかりのない土地に移ることはむずかしい。また、移転の費用さえない場合もある。こういう事情で、失業が地方的に起ることがある。

(4) 景気の変動。現代の産業は、好景気、不景気の循環をたど

ながら発達してきた。好景気で産業が盛んになる時には、労力が不足するから、賃金も高くなり、失業者も減る。しかし、不景気になって、産業が沈滞する時には、各種の企業は、生産を縮小して、賃金を切り下げ、あるいは労働時間を短くして実質賃金を下げる。さらに、被用者の解雇も行われる。このようにして、不景気になると、大量の失業者が現われることになる。

失業は個人の不幸にとどまらない。 失業した個人は、失業期間、なんらの助力もない場合には、まったく収入を失うことになる。しかし、失業は、その個人だけの災にとどまらない。失業によって困窮した人たちは、今までよりも低い賃金でも働こうとする。そして、このような競争者が現われれば、現在就職している労働者の賃金の低下が行われるようになる。

教育の不足は貧乏の原因になる。 直接の原因ではないが、しかし非常に大きな問題としては、しばしば、教育の不足があげられる。教育は、各個人の能力をできるだけ高め、また科学的方法によって、いろいろな問題を解決する能力を発達させることを目指している。教育によって、市民的な資質を高め

て、反社会的な性格を除くようにすることも大事なことである。したがって、一般教育や技術教育や職業教育が不十分のため、不利な職業にあまじく貧しい生活をしたり、あるいは世の中の事情の変化に応じて新しい職業をさがしたり、それに適應したりできないために、貧乏に苦しむ人たちがいる。

教育の不足は、貧乏の重要な原



学校における職業教育

因にもなるが、同時にまた貧乏の結果でもある。しかし、学校の教育課程が、十分に有効なものでなかったために、教育をある程度受けても役にたたない場合もある。そうした場合には、教育の制度や教育の内容や方法に欠陥があるといわなければならない。

その他にも貧乏の原因がある。天災によって、たとえば、水害や地震によって財産を失い、職を失った人たちがずいぶん多いことは諸君も知っているだろう。戦争によって、家を失い財産を失い、一家の働き手を失って、生活に困るようになった人たちも多いだろう。戦地から復員し、あるいは海外から引き揚げて来て職を見いだす機会のない人たち、戦傷病を受けて適当な職業につけない人たちの不幸も忘れることはできない。

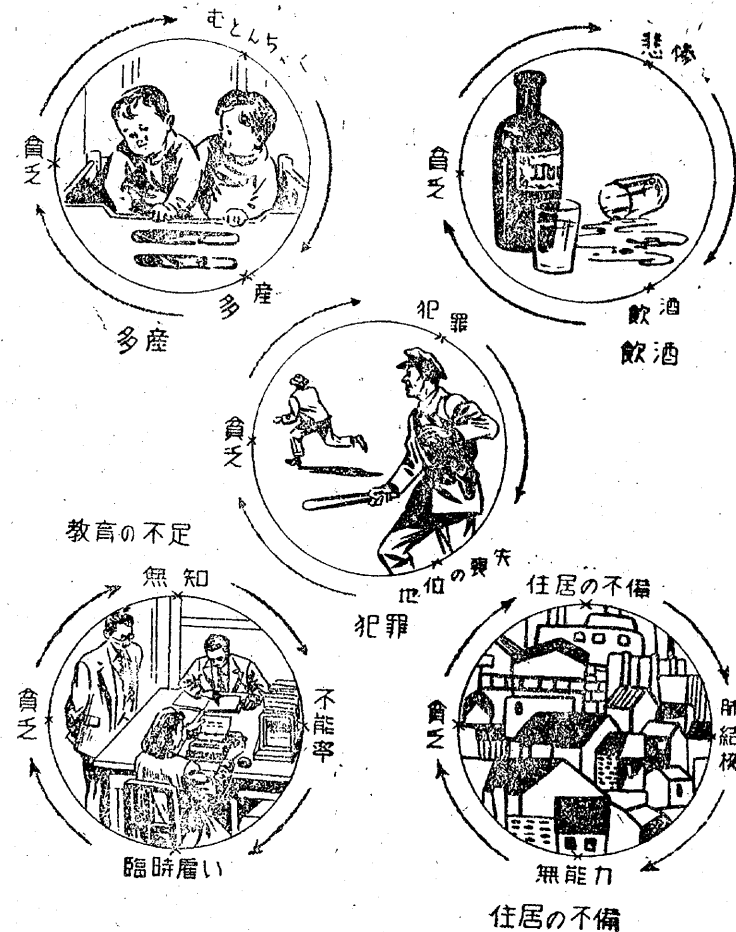
しかし、以上のような原因は、多く結び合って、貧乏な生活に人々を陥れる場合が多い。中には、貯蓄や遺産があつたり、個人的な関係があつたりして、そういう状況に当面しても生活には困らない人もある。したがって、一つの原因があれば、必ず人々が貧しい境遇に陥るとは限らない。一つの原因によっても貧窮に陥るような状態にある人もあれば、またいろいろな原因が結びあつて、貧しい状態に陥る人もある。

Ⅲ 貧乏の悪循環

貧乏は悪循環を作る。教育を十分に受けていない人々は、しばしば不利な職業につくことを余儀なくされるが、しかし、また貧乏なために、十分な教育を受けられない人も多い。これは、貧乏が原因にもなり、また結果にもなるということを示している。貧乏のこのような悪循環は、次のような点で考えられるだろう。

1) 現在のわが国では、十分な統計的数字は出ていないが、生活水準と教育程度とは大体平行するものといわれている。このようなこ

貧乏の悪循環の図



とは、教育について見られるばかりでなく、いろいろな点で見られるだろう。

2) 貧乏であれば、住居についても十分な配慮をすることができない。不衛生な住居でもがまんしなければならない。その結果は病気に犯される。病気はまた貧乏の原因になる。

3) 貧乏のために食料が質量ともに十分でないから、栄養不良をひきおこす。栄養不良によって体力が低下し、低い賃金しか得られなくなる。貧乏なものは、現金に不足しているから、たとえば物資を安い時に大量に購入するとか、あるいは、持ちのよいものを買うとかすることができないために、消費生活でも不利な立場にある。また、有利ではないと知りながらも、掛け売りで高いものを買うこともあるだろう。それはまた貧乏の原因になる。

4) 貧乏のために借金をする場合には、信用がないので、高い利子の借金をしなければならないことが往々ある。もともと収入が少ないのだから、一時の借金のために、その元利を返すのに長い苦しみをしなければならない。これがまた貧乏の原因になる。

5) さらに大きな問題は、極端な貧乏のために、例外はあるが、多くの場合、その徳性が低下する。清潔好き、計画性、規律、勤勉というような徳性が、生活に困るために失われることがある。そしてそうした徳性を失うことは、また貧しい生活に陥る原因にもなる。しかし貧しい生活をしながらも、高い道徳的水準をよく保っている人々もある。

貧乏は社会の不幸である。貧乏は、個人が社会にうまく適応できないということに原因することがある。しかし、また個人が自分の貧しいために、またその家庭が豊かでないために、社会に適応できないような性格になったり、行動をしたりすることが多い。犯罪の原因に貧困が多いのは、毎日の新聞記事からも理解されるだろう。犯罪が多

いということは、社会にとって不健康なことであるのはいうまでもない。また犯罪から、社会や個人を守るために、警察力を強化したり、刑務所を多くしたりすることは、各個人の負担を多くすることになる。それらは、各個人の払う税金によって維持されるからである。

そのようなことばかりではない。われわれは、犯罪者や、あるいは、あらゆる反社会的行為を行う人々が増加するのを見るのは、人間という立場から、それを不幸と感じないわけにはいかない。貧困者が多いという事実そのものが、われわれを不幸と感じさせるのである。

貧乏は社会の生産力を低下させる。国民の多くが貧しい状態にあるならば、またその国の社会の生産力の発達に、悪い影響を与える。働く意志があり、能力がある人たちが適当な仕事を得られないことは個人が社会に貢献できる能力をそれだけむだにしてしまうようなものである。また働く人々が健康で文化的な生活を営み、安心して働ける状態にないならば、それらの人々の十分な能力の発揮を望むことも困難であり、人々の健康や知識の発達が妨げられるならば、その人々にとって不幸なばかりでなく、その国の社会の生産力の向上を望むことはできない。

研究事項

- 1) 貧乏ということを、学習した事からをもととして、諸君自身のことばで説明すること。
- 2) 大きな戦争のあとには、いろいろの社会問題が起る。特になぜ貧困の問題が起るか。その原因についていろいろ調べ、それをもとにして討議し、表にすること。
- 3) 現在の諸君の地方の物価を基準にして、普通の肉体労働を行い、一家5人を支えて健康で文化的な最低生活を営むためには、どれだけの収入があればよいか、計算してみること。
- 4) 貧乏の原因について表を作ること。できれば、わが国の昔から貧しい人々が生ずる原因について考えること。現在でも同じ原因が考えられるだろうか。学級で討議すること。
- 5) 貧乏が個人と社会に与える望ましくない影響について表にすること。
たとえば、山本有三「路傍の石」、デイケンズ「デヴィッド＝カッパーフィールド」というような小説を読んで、そういう問題を研究すること。
- 6) 貧乏の「悪循環」の場合を表にすること。その循環を打ち切る方法について討議すること。
- 7) 近代の産業組織による貧乏の原因を表にすること。その対策について調べる。また、産業は生活水準をどのように高めたかを調べる。
- 8) 諸君の学校では、諸君の将来および社会の生活安定を計るために、どのような教育課程が考えられ実施されているか。現在の貧乏と生活不安の原因から考えて、改善すべき点はないか、それについて討議すること。
- 9) ⑤にあげたような書物を読み、それを材料にして、貧しい少年少女の将来のために、社会はどうすべきかということを研究し、これを文章に書き、学級で朗読し、それをもとにして討議すること。

第2章 人々は生活の安定のために協力しなければならない。

I 生活の不安定

現在のわれわれの生活は、きびしく苦しい。過去の戦争による人命と資材の消耗によって、わが国の生産力は減少し、また国民一般の生活水準は現在でも低い。中には、この一般的な窮乏の中で、ぜいたくな暮らしをしている人もないではない。しかし勤労生活者の大部分の生活水準は、非常に低下している。われわれの生活水準は、昭和5—9年(1930—1934)ごろのそれに引き上げなければならないといわれている。ところで、昭和24年(1949)4月の調査では、鉱工業生産量は、昭和5—9年のその平均水準の約71%である。これはどんなに戦争によって国民が窮乏したかを示している。

しかし、国の生産量は、その後もしだいに回復してきた。今後も国民の努力いかんによっては、改善される希望がある。われわれは、敗戦直後の苦しみからしだいに立ち直りつつあることは確かである。もちろん、日本の国民経済がほんとうに自立し、一応の安定に達するためには、まだまだ解決しなければならない問題がある。その中でも、国民生活の安定を計り、個人が安心して生活ができ、生産やその仕事に働くことができるようにすることは大事なことである。

勤労者の生活は不安定である。もし、個人も、社会も、生活の安定ということに対して、計画的な対策を考えなければ、勤労者の大部分は生活の安定を確保することができない。もちろん、現在のわが国民の大部分は、過去の生活水準から比較すると、ほとんどすべての者が貧困だということもできよう。東京都庁の調べによると、昭和24年(1949)の5月には、勤労者(これは、公吏、教職員、銀行会社

員、一般労働者が含まれている)の世帯主の勤労平均収入は 12,962 円で、家計の実支出の平均は 14,562 円となっている。(平均世帯人員は 4.2 人)、これは明らかに赤字で、そのために、ほかの収入によったり、親類から助けてもらったり、貯金を引き出したり、衣類その他の持ち物を売ったり、借金をしたり、また家族が働いたりして、補いをつけているといわれている。(東洋経済、統計月報第 9 巻第 7 号による。)こうしてみると、多くの人々が現在、苦しい生活をしていることがわかるが、かりに、一応、勤労収入が家計支出よりも、いくぶん多くなったとしても、一般労働者は、第 1 章で述べたような、不時のできごとによって、いつ貧窮の生活に落ちこまないとも限らない。諸君も、一家の働き手を失ったり、主人やまた家族が病気になるたり、失業したり、その他の理由によって、生活が困るようになった俸給生活者や労働者の家庭を知っているだろう。いつ、生活に困るようになるか、わからないという状態は、いわば、生活の不安定である。人間は、このような不安定をぬけ出そうとして、個人的に貯蓄しようとする。もちろん、個人の努力が根本ではある。しかし、それでは、現在なかなか防ぎることができないことも事実である。このような事実、社会が幸福になるためには、個人が協力して、解決しなければならない問題だといわれなければならない。

農民や漁民もまた生活が不安定である。日本では、農村に生活する人の数が多く、全国民の 50 % 以上といわれている。(昭和 22 年—1947 年の統計では約 66.4 % に当たっている)わが国では、ずっと農村が一般に疲弊していた。ことに小作農の人々は、小作料が高く、一般に貧しかった。自作の人々も、反当りの収穫は比較的多くても、個人当りの収穫が少ないので、生産量が少なく、一般に収入が低かった。その上、教育が实际的でなかったから、生産や消費の面でも科学的に合理化されていなかったため、不経済な点が多く、これもやはりその人々

の貧しい原因になってきた。

漁村でもまた、一般には、昔ながらの漁業組織で、多くの漁民は貧しい生活に甘んじてきた。ことに漁民の収入は、時期によって違いがあり、大漁の時には収入が多く、収入の多い時には、浪費しがちになり、そうでない時には、貧しい生活を続ける習慣もあった。これもまた、教育が十分に効果をあげない結果、人々が生活を計画的にし、生活水準を高めようとする有効な方法を実行しないことによるともいえる。

現在では、農村や漁村の生活水準を高め、文化的に向上することを目ざして、

農地改革が行われ、また農業協同組合や水産業協同組合が結成されている。

しかし、農民や漁民は、一般の労働者と同じように生活の不安定に悩んでいる。働き手を失うとか、病気になるとかしても、日常生活やこどもの教育にさしつかえがないような家庭は少ないだろう。農村や漁村の人々もまた、生活を安定させるために協力しなければならないという問題があることを忘れてはならない。

国民生活を安定させなければならない。こうしてみると、国民の大部分が生活の不安定という問題に当面していることがわかる。昔から「親はなくても子は育つ」といわれてきた。それは、親類や特志家の家庭が親を失ったこどものめんどうをみたり、あるいはこどもが働ければ、とにかく成人するものだということをいつたのである。中には、慈愛にみちた親類や特志家に育てられて、幸福に成長したものも

第 3 表 業種別単位

農業協同組合設立状況
(農林省調、昭和 24. 12. 31 現在)

業 種 別	実 数
一 般	14,914
養 蚕	10,495
畜 産	943
開 拓	4,264
果 実	157
茶 業	33
薪 炭	49
養 蜂	98
酪 農	374
そ の 他	1,481
計	32,808

あろう。しかし、そういう例は非常に少ないといったほうがよい。両親を失った多くのこどもは、非常な苦勞をし、十分に教育も受けられず、その将来は多くの場合やはり貧しいものであったろう。そういうことを考えると、両親たちは、現在は貧しくはなくても、やはり将来は心配しなくてはならない。中には、将来を心配するあまり、現在の生活をできるだけ切りつめて貯金をしようとして、むりな生活をするものもある。それは、結局、肉体的に不健康になったり、精神的には文化的な教養を自分も家族も十分に身につける機会を失うようになりたりする。

こうした生活の不安定の問題を解決しようとする努力は、いわゆる社会保障の制度を生み出してきたのである。今では、イギリス、ニュージーランド、デンマーク、スウェーデン、アメリカ、ソ連でもこのような社会保障制度が行われている。わが国でも19世紀の後半から、西洋の制度が取り入れられるとともに、社会保障の制度も行われてきた。

Ⅱ 社会保障制度とは何か。

日本でも、19世紀の後半から、社会保障制度が取り入れられてきたのは事実であるが、そこには大きな問題がある。昭和22年(1947)アメリカの社会保障制度調査団が日本政府に渡した調査報告書の中に、「特に、社会保障の面についての受け入れ 事実、外国の法文をただ翻訳してでき上ただけのこの国の法律に、きわめてよく反映している。しかもその法律は、基本理念の理解なしにいきなり採用され、実施されたものなのである」ということばがある。わが国の社会保障の制度には、こういうところに多くの問題があり、ほんとうに社会保障の制度の精神がよく理解されていなかった。では、社会保障制度の本質とはどういうものだろうか。

社会保障とは。われわれは、やみをやって成金になりたいとは思わないが、まじめな努力をしているならば、健康で、しかも日本の国として許される程度の幸福な生活を送りたいと思う。われわれの個人生活が貧しく苦しいのは、主として国全体が貧しいからだ。だから国全体がよくなるまでがまんしなければならない。というのはもっともなことである。しかし、国民のすべてが国の人々のすべてのことを考えて、がまんしてまじめに勤勞すればよいが、そうでなくやみをやって不当な収入を得ようとするものが出てくると、それによって、国民の生活は逆にまた苦しくなる。その上、国民全体が貧乏だといっても、国民の中には、まだまだ相当の余裕のある生活をしている人々もある。だから、やりようによって、特に苦しい境遇にある人々、または特別の原因で生活の困窮に陥っている人々に対して、なんとかそれを助ける方法はないだろうか。

また、多くの人々は、働けるだけ働いて、自分で自分の生活を建設して行こうと考え、そこに生きがいを感じている。しかし、病気や老年や失業というような原因によって、生活が脅かされる場合の用意までも自分でやることは容易でないばかりか、ある場合には不可能である。

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法の条項は、われわれ国民の協力によってできている政府を通じて、すべての国民にその権利を保障している。しかし、この国民の権利も、ただ憲法に規定されただけでは、意味がない。われわれ国民は、この規定を実現するためには、人々が安心して生活して行ける仕組みをつくって行かなければならない。

種々の原因から、貧困に陥った場合に、生活の保護をひとりの個人の力だけによるのではなく、多くの人々が協力して、社会の力で、しがつて国の制度としてやって行くくふうが行われなければならない。

さらに、失業・老齢・病氣・死亡、という場合にも、あらかじめ備えて、日常の生活をよりよくするような制度をつくって行かなければならない。社会保障というのは、こういう制度をいうのである。

社会保障制度の理想。 諸君はやがて一定の職業につくことだろう。諸君は健康で仕事に励むことができるだろう。日々の生活はぜいたくではないが、「最低限度の生活」ができるとする。しかし諸君は、いつ病氣にならないとも限らないし、失業しないとも限らない。あるいは老年になってから働けなくなるかもしれない。こういう想像は、諸君にとって決して愉快なことではない。かりに諸君は非常に高い収入を得るか、あるいは多くの財産があるとする。そうであれば、諸君は、今いったような心配はないかもしれない。しかし、そうした境遇は大多数の人には望めない。大多数の人々は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むのがせいっぱいである。

そこで、そうした余裕のある時に、諸君が毎日少しずつ一定の積立をして置くとする。これは雇われる人も、雇う人も額を決めて、少しずつやって行かなければならない。諸君ひとりの積立金だけでは、銀行への預金と同じで、たいしたものではない。しかしおあぜいがそうして積み立てる金は、ひとりの分は少しずつではあるがたいへんな額になる。さらに、国民全体がこれに協力する。国民が負担する税の一部をそれに加えるのである。こうすれば、もし諸君が不時のできごとで、収入が減少したり、なくなったりした時に、その金で生活を保障されることができるだろう。

病氣も、その金で治療される。失業した期間はその金で、生活をささえる。老年になって収入が減ったり、あるいはなくなったりした時には、当然の権利として、一定の金を支給される。もし死んだ場合には、妻子が独立できるまで、その金で生活ができる。これは不時のできごとの危険をおあぜいに分散して、それから受ける不幸を多くのも

ので分担して軽くするというやり方で、社会保険の制度といわれている。

こういう制度がうまく行われたなら、どんなに安心だろう。国民のすべてが協力して、国民のすべての生活の安定を保障するこのような社会保険の制度は、社会保障の理想といえよう。

現実にはそういう理想は実現していない。こうした社会保険の制度が世界各国で普及するためには、いろいろな条件が必要である。まず大事なことは、国民によってつくられた政府こそがほんとうに民主的な政府であり、このような政府は平和と国民の最低生活水準の確保を望み、その政策はすべての人の福祉が増進することを目指すものである。もしも政府が軍備に多大の費用をかけたり、特定の階級の人々の利益を守るようなことになれば、健全な社会保険制度の発達は望めない。

また、社会保険制度には、なんといっても費用がかかるのだから、社会全体の生産があがって、¹財政的基礎がしっかりしていなければならない。そうでなければ、どんなに計画がりっぱでも、費用ばかりかかって、実際の効果があがらないだろう。

さらに大事なことは、このような制度ができるだけ統一的な計画に基づいて、合理的に実施されなければならないことである。被保険者の人数、保険の種類とその相互の関係、事故の起る回数の概算というようにいろいろの要素を十分に研究して、保険の種類や保険の支給額や、個人の積立金の額を決めなければ、支給の額が少なすぎれば、役にたたないし、多すぎれば、費用倒れになってしまう。これは非常にたいせつな問題であるが、ぜひとも必要な条件である。

もう一つは、国民のひとりひとりが、社会保険の意義について十分理解して、積極的にこれを支持することである。こういう制度は、加入者が多ければ多いほど費用を有効に使うことができる。それは、結

局、10人でひとりの人を助けるよりも、100人でひとりの人を助けるほうが楽でもあり、有効でもあるという理由に基づいている。だから、国民のひとりでも多くがこの制度を理解し、これに積極的に加入して利用することがたいせつになる。

これらの条件は、なかなか現実には満たされない。

貧しい人々の生活を保護する制度も必要である。実際には、保険制度で、生活の安定を計ってもらう前に、すでに種々の理由で、貧窮に陥っている人々がある。こうした人々をできるだけ更生させ、一本立ちにするように援助しなければならない。こういう制度も古くから行われてきているが、これを社会生活保護制度といっている。昔から慈善の行為は、貧窮者の生活の保護に向けられてきたと言ってもよい。個人の仕事として始まったそうした事業を制度化したものが生活保護の制度であり、現在やはり世界各国で行われている。

社会保障制度のはじまり。 もともと、社会保障のうちの社会保険制度は、ドイツが早くから実施したものである。今から70年ほど前のドイツでは、工業の発達につれて、労働問題がやかましくなり、社会主義の運動も激しくなってきたので、当時の首相であるビスマルクは、一方では労働運動をおさえるとともに、他方では、また国の首相としての立場から労働者の福祉をはかることに努め、その不平を柔らげようとした。その目的のために、社会保険を実施した。また当時のドイツは、工業を盛んにして、国を強大にしようとしていた。そのためには、生産に従事する労働者の健康や生活を守ってやらなければならないが、それは個々の会社ではなかなか費用がかかるので、国の政府としてこれを行おうとした。この二つの理由で、ドイツでは、民間に自然に行われていた病気の治療に関する共済組合その他を国の制度として改造し、1882年に疾病保険制度を創設した。これが社会保険制度の初めである。ドイツで行ったこのようなやり方を、社会政策

と呼んでいる。

イギリスの社会保障制度。 社会保険の制度の実施はドイツのほうが古かったが、イギリスではすでに300年以前のエリザベス時代に救貧法を制定して、貧しい人々の救済が行われていた。

この法律によれば、各教区で管理者を任命し、それが貧しい人々を救うに必要な一定の地方税を徴収する義務を持っていた。そして、この費用によって、両親に扶養する能力のない子どもたちは徒弟に出し、働く能力がありながら職のない人々に仕事を与え、病気老齢その他の欠陥で、働けない人々を救済した。産業革命の後には、労働組合が慈善的な寄付によって、一種の社会保険を行っていた。その後、19世紀になると労働者補償法が制定され、20世紀にはいると、老齢年金法とか、疾病保険や失業保険さらに、老年・寡婦・孤児保険法などによって、国民生活を保障するという努力が続けられてきた。しかし、これらの制度はその時々々の要求に従って、次々と行われてきたので、互に重複があったり、複雑であって、国民もその手続がうるさくて困っていた。また今度の世界大戦で、国民生活の上にも大きな変化が起つたので、今までの制度を統一して、社会保障の制度を拡充することになった。

この制度の整備のために、ビヴァリッジ氏のもとに委員会ができた。その委員会が出した報告が、ビヴァリッジ案と呼ばれるものである。イギリス政府は、この案をもとにして、1945年から着々と社会保障の制度を発展させている。

イギリスの社会保障制度は、社会保険を中心にして 民主的な国にふさわしく、国民の協力によって、国民のすべての生

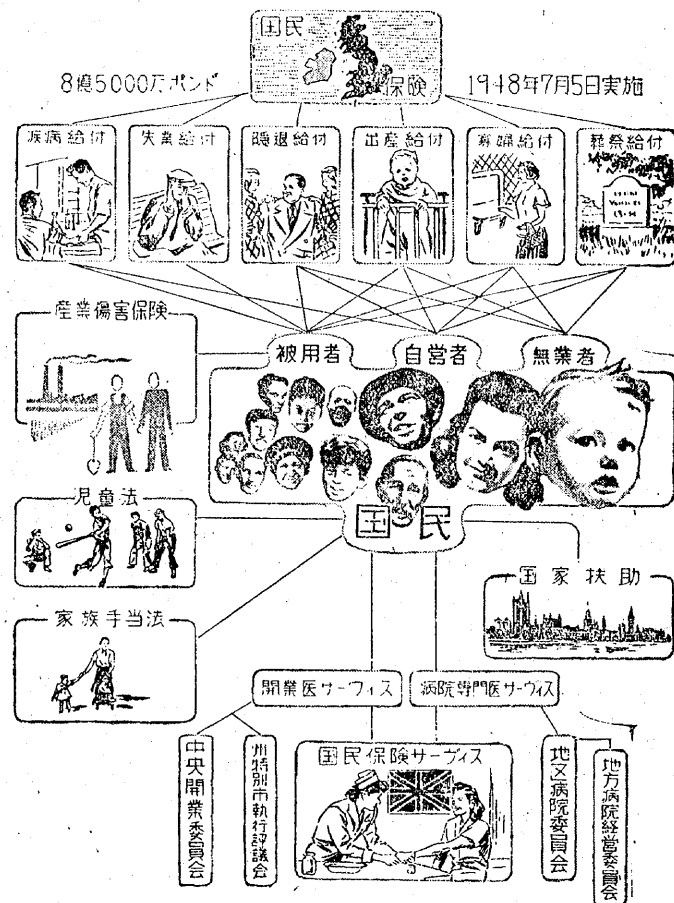


ビヴァリッジ氏

活の不安定を克服しようとしたものである。

ゆりかごから墓場まで。 イギリスの社会保険制度は、今までのい

イギリスの社会保険



ろいろの種類社会保険を一本に統合したものである。その趣旨の第一は、この保険によって与えられる生活手当は、だれに対しても同一である。つまり、この制度は、イギリス国民の生活の最低を守るものであるから、今までの収入のいかに問わず、だれに対しても同一であることが当然なのである。第二は、保険料はだれに対しても同一である。イギリス国民は、その義務を果たすことによって、その権利を得るのであるから、同一の手当を受ける権利に対しては、同一の保険料を支払うべきであるというのである。第三は保険機関の統一である。第四は、その保険手当は、その額においても、その期間においても、人々の生活を保障できるものでなければならないということである。第五は、社会保険による保障は全国民に対し、生まれてから、死ぬまでのすべての危険を対象にしているということである。そして第六に、国民を被用者・自営者・妻・無業者・老人・児童に分けて、おのおの適切な保護を与えようというのである。

この制度は、国民保険・産業傷害保険・国民保健サービスおよび家族手当法と、児童法からできている。国民保険には失業給付・疾病給付・出産手当・寡婦給付・隠退年金があり、産業傷害保険では、雇用労働に従事している間に生じた不時のできごとによるけがや、その労働の性質によって生じた病気などに対して生活を保障する。国民保険サービスによれば、国民はだれでも無料で診療を受けることができるようになっているし、家族手当法によれば、ふたり以上のこどもを持つ家庭には、財産とか、社会的地位とかの差別なく、16才未満のこどもはすべて（第一子は除く）週に5シリングずつ政府から支給されることになっている。また児童法によれば、両親のないこどもたちとか、その他の生活のできないこどもたちを政府が世話することになっている。

このほか、国家扶助法というものがあって、貧しい家庭を助けたり

浮浪者たちに更生の機会を与える設備に責任を持ったり、高齢者や虚弱者に対して施設をつくり、これを世話をする責任を定めている。これは、わが国の生活保護法に相当するものである。

こうした制度で、個人は一定の保険料を負担するけれども、それはごくわずかである。しかも、それは、社会が手当を支給することが、個人に対して単に恵みや施しを与えるというような慈善の形によるものではないということをはっきりさせるためである。個人は社会に対して義務を果たすことによって、権利を持つという民主的社會の精神がここにはっきり現われている。1948—49年度におけるその費用は85,000万ポンドといわれるが、その半額は国民の税によって、他は社会保険の基金によってまかなわれる。

イギリスはこうして、国民のすべての生活を、「ゆりかごから墓場へ」行くまで、安定させることに努力し、それを国民すべての協力によって行っている。それは、イギリス政府自身がいうようにもとより不完全であるかもしれない。しかしまた同時に、世界における「一つの大改革」であることも明らかであろう。

研究事項

- 1) 日本では、農民や漁民の生活は一般に貧窮である。その原因をあげて書きしるし、現在どの程度まで、それが改善されたかを調べること。
- 2) 現在の労働者の生活はどうなっているか。たとえばすでに発表されている報告書などを使って、「直観的でない方法」によって調べること。
- 3) 生活の不安定に対する昔からの対策を、歴史の資料によって研究すること。それは近代になって行われる生活の不安定に対する対策とどう違うだろうか。
- 4) 火災保険や生命保険について研究すること。それは、個人にとってどんな点でつごうがよいのだろうか。それと社会保険の制度との類似点を見いだすこと。
- 5) 社会保険の制度が国民の福祉を向上させて行くためにはどんな条件が必要か。研究して、討議した上、表をつくること。
- 6) イギリスの社会保険制度は、どういう点ですぐれており、どういう点に欠陥があるか。研究して学級に報告すること。

第3章 わが国の社会保障制度

国民が生活の不安定の心配をなくして、安心して働けるようになるには、社会保障の制度が必要である。そして、社会保障の制度が実質的に行われるには、社会保険で行くのが一番よいとされている。社会保険の制度は、国民を海で泳いでいる人にたとえれば、そのひとりひとりが万一おぼれそうになった時に備えて、海中のいたるところに、うきを浮かしておくようなものである。おぼれそうになったものは、そのうきにつかまってしばらく休む。そして疲労が回復したならば、また自分の力で泳いで行くことができる。

しかし、しばしばいったように、現実にはすでに海中でおぼれかかった人のような貧窮者がいる。そういう人には、すばやくそのいる所にうきを投げてやらなければ、おぼれてしまう。そして、その人は、自分で浮くことができる力が回復すれば、ひとりでまた泳ぎ続けることができるようになるだろう。こういう応急の処置が生活保護の制度である。

I わが国の社会保険制度

わが国の社会保険の制度は、だいたい20世紀の初めごろ、近代的な生産に従事する労働者が多くなったころから始められた。それは非常に限られた範囲ではあったが、社会政策の一部として、行われるようになった。すなわち、鉄道職員の疾病・癱疾・老年に対する共済組合のようなものができた。この社会保険がすべての産業の労働者を含む制度とならなければならないといわれるようになったのは、第一次世界大戦以後のことである。それは、やはり当時の世界全体の傾向がわが国にも影響を与えたものといえることができよう。そこで大正8年(1919)内務省の外局として、社会局が設置され、まもなく社会保

險の研究が行われ、大正11年(1922)には、健康保険制度が法律になった。その制度は昭和2年(1927)に実施されたが、その後、いろいろな社会保険の制度が立てられてきた。

○健康保険。働いているものが病気になると、普通その期間収入が減ったり、中絶したりする。病気は前にもいったように、貧乏の原因の一つである。こうした点の生活の不安定に対する対策として、わが国では、昭和2年(1927)から健康保険が実施されている。この制度によれば、被保険者は、業務以外の原因で病気にかかり、負傷した場合や、死亡・分べんに際しまたその家族の疾病・負傷・死亡・分べんに際して、政府や健康保険組合から費用を受けることができる。これは、工業、鉱業、商業および交通業者で、5人または5人以上の被用者のいる場合に適用される。これは、そのような範囲の人々が、自働的に加入しなければならない強制保険の制度である。この制度によって、事故のために働くことができない人には、その期間、一定の現金や医療を給付されたり、歯科や出産の手当や葬祭料を給付されたりする。普通被用者の家族はこの制度によって、医療費の50%を受ける権利が与えられている。医療給付というのは、被保険者が病気になったり負傷した時には、直営の医療機関や、保険機関が団体契約を結んでいる開業医(保険医)その他の定められた医療機関から無料で治療を受けることをいうのである。また、健康保険では、単に事故の発生に対して給付を行うばかりではなく、医療機関や病後の保養機関を設けて、その医療の給付を十分に行うことができるようにし、あるいは伝染病の予防注射・健康診断・健康相談・保険衛生知識の普及など、事故の発生の予防と病気の早期発見に努めている。保険料は、現在標準報酬(賃金その他労働の報酬として支払われるものの月額について34級まで300円、35級より600円ごとの階級に区切って、標準報酬とする)100円につき4円40銭であって、これを被用者と

事業主とで半分ずつ支払うことになっている。ただし、事務の運営に要する費用の一部は、政府が負担する。

この制度は、単一の事業主のもとに働くものによって組織されている健康組合が、または直接政府の手によって運営されている。昭和22年度には、加入人員430万人、その家族990万人となっている。

以上の健康保険を拡大したものに、国民健康保険(昭和13年—1938)がある。これは主として、農村漁村の人たちを対象にしたもので、それらの人々はこの制度によって、医療および病院治療を給付するために、任意に健康組合を運営する。これは非常に広い範囲にわたり、昭和22年(1947)には、組合数1万、組合員4千万人といわれている。

○船員保険。この保険は昭和14年(1939)から行われ、海運業および漁業という特殊な産業に従事する勤労者を対象とし、養老年金、業務上および業務外の負傷に対する医療ならびに現金給付、傷害年金および葬祭料給付などを含んでいる。また後に述べる失業保険と同じような内容を、船員に対して規定している。この保険の被保険者は、昭和24年(1949)には約13万人といわれている。その保険料は標準報酬100円につき13円(ただし失業給付に対する

第4表 船員保険年度別適用状況
および平均標準報酬
(厚生省保険局調)

年度	船員所有者数	被保険者数	平均標準報酬
昭和15年度	3,270	102,140	69
" 16年度	3,794	119,564	73
" 17年度	4,214	119,805	80
" 18年度	4,261	122,868	83
" 19年度	?	122,254	83
" 20年度	?	91,723	93
" 21年度	1,473	93,466	325
" 22年度	1,524	86,126	841
" 23年度	3,180	102,071	3,377
" 24年度	4,244	122,086	4,786

備考 昭和24年度は1月から7月までの平均である。

資格のないものは11円であつて、そのうち4円30銭を被保険者8円80銭を船舶所有者が負担する。政府は失業給付に要する費用の3分の1と、事務費の全額を負担することになっている。

厚生年金保険。 老齢やまた不治の病や働き手の死亡は、貧窮の大きな原因である。厚生年金保険は、健康保険を適用される人々に、老齢、不治の病、および被保険者の遺族に対して年金を給付する強制保険の制度である。これは、昭和17年(1942)から実施されたが、養老年金は昭和37年(1962)から支払われるようになるはずである。保険料は、標準報酬100円につき3円が原則となっており、これを被用者および事業者が半々に負担し、政府が残りを補助することになっている。

労働者災害補償。 労働者が災害によって負傷した場合の医療の扶助等については、昭和6年(1931)から労働者災害扶助責任保険があったが、昭和22年(1947)には、労働者災害補償法が実施された。それは、5人またはそれ以上の被用者のいる事業主のもとで働く労働者に、業務による障害に対して保護を与える強制制度である。この制度によって、危険な産業に従事している工場では、特にひとりしか被用者がいない場合でも、かれは保護を与えられる。この制度の基礎になっているのは昭和22年(1947)に出た労働基準法である。

恩給制度。 これは大正12年(1923)以来行われている公務員に対する老年、痾疾および遺族年金の制度であつて、民間勤労者に対する厚生年金保険に当るものである。保険料に当るものとして、官吏は報酬100円につき2円を支払うだけであつて、その他の費用は全部政府が負担している。

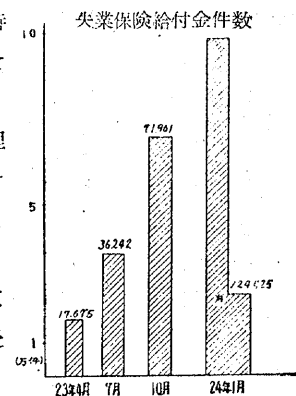
失業保険法。 人々が職業を失つて、収入が少なくなつたり、全然失つたりするならば、その期間が短くても、生活に困窮することはいうまでもない。産業組織のもとでは、いろいろな事情で(14ページ

参照)失業の危険がある。そこで、失業の危険に備えて、各国とも失業保険の制度を採用している。イギリスではすでに、1912年から失業保険制度を採用しているが、個人の責任が重んぜられ、また生活水準が他国に比して高いアメリカでは、1930年代の産業界の大恐慌によって、はじめて1935年に社会保険法を成立させた。この社会保険法の中には、各州に失業保険の実施に対して助力をする権能を与えている条項がある。

わが国では、失業保険はなかなか実施されなかった。それは昭和22年(1947)に初めて実施されることになった。このようなところにも、わが国の社会保障の精神の不足が見られるともいえる。実施されている失業保険制度によれば、失業保険の給付に必要な費用の3分の1は国庫に納めた税金で負担し、被保険者と事業主とはおのの同額の保険料を負担することになっている。すなわち、両者とも被保険者の賃金の1.1%を負担するのである。

失業した被保険者は、まず、自分の住んでいる地区の公共職業安定所へ行って求職の申し込みをしなければならない。求職の申し込みをするのは、本人が働く意志を持っていることを示すためである。失業の補償は、労働能力や労働意志を持っていて、しかも職のないものの生活を補償するのが、その趣旨だからである。そこで、職業安定所が紹介した職業を理由なく断つたり、規定の職業訓練を受けないものは、保険金の給付を受けることができないのは当然である。

失業者が保険金を受ける条件としては、確かに失業しているという認定を受けることが必要である。この認定を行う



のは、原則としてその地の公共職業安定所である。保険金は、最低1日8円、最高300円と決められている。(昭和24年6月1日現在)

その他の保険制度。 わが国には以上のような保険制度のほかに、明治42年(1909)から共済組合の制度がある。政府の各省はあつたの共済組合を持っていて、組合員全部にある程度の社会保険・保護を与えている。それには官業共済組合と政府職員共済組合の2種がある。前者は、健康保険、厚生年金および災害補償保険と同一の保護を与え、後者は、健康保険の制度によると同一の保護を与えるだけである。

II 社会保険制度の問題

社会生活が複雑になるにつれて、いろいろの制度も複雑になってくるのは当然である。昔の法律は簡単だったが、現在では、六法全書といわれる法律を集めた書物は、非常に厚いものになっている。おそらく今後も、毎年しだいに厚くなるだろう。社会保険の制度も、社会生活が複雑になるにつれて、社会の必要に応じてだんだん変わってくるのは当然である。

基本的な問題。 社会保障の制度は、失業・老齢・病気・死亡という生活に脅威を与える四つの危険から、国民を保護する目的を持っている制度である。しかも、それは、国民がそのような危険から、互いの協力によって守り合うという精神に基づいて、その組織をつくりあげなければ、ほんとうに、有効な働きをすることはできない。

ところが明治以来、こうした民主的な社会保障の精神は、十分にわが国の社会に浸透しているとはいえない。だから社会保険の制度も、国民の個人個人が相互に協力して、各自の生活不安を取り除こうとするという精神よりも、国が国の権威で、国の力を増加するために、この制度を利用するという傾向の方が強かった。つまり国民の中から、世論が起って、それによって民主的にこの制度が発達し、そしてそれが

民主的に運営されるということがなかった。反対にそれは、過去の中央政府の権威によってつくられ、運営される面が強かったので、今までは、国民によって支持されるという点に欠けるところがあった。

適用を受ける範囲が不十分である。 今まで学んできたことからわかるように、保険制度の適用を受ける範囲はかなり不公平である。たとえば 政府の勤労者や船員や5人またはそれ以上の労働者を使っている民間の事業主のもとで働く労働者は、不十分ながら一般に社会保険によって保護されているが、その他の人々は、非常に限られたものだけが 保護を受けているにすぎない。(第1図参照) 自分で営業をしているものや農民や漁民は、国民健康保険制度によって医療に関して保護を受けているだけで、あとはなんらの保護も受けていない。しかも現在では、国民健康保険組合の活動が不振になったり、停止したりしているので、一般の人々は、ますます保護を受ける機会を失ってしまっている。それは、国民の生活費が非常に高くなったり、資力のない、また病気にかかりやすい引揚者、復員者などで町村に定住するような人たちに対して保険料を減免したりするので、国民健康保険組合が財政的に行きづまってきたからである。

さらに、失業したものや退職したものは、健康保険などに加入できないから、経済的に苦しかった時に、かえって、医療の保護が受けられなくなるという社会保障制度の精神に矛盾したことも起っている。また5人以下の被用者しかいないところで働く人たちは、特に危険な職業に従事していない限りは、保護を受けられない。これも不公平だといわなければならない。

保険金の給付額に問題がある。 わが国には、比較的広い範囲にわたって、社会保険制度による保護が行われているが、保険金の給付の額が適当でない場合がある。多くの制度では、保険による現金給付や一時手当金の計算の場合、賃金に基づいて行われる。ところが、その

第1図

日本における

国民層と適

	疾病および傷害		出
	現金	医療	現金
産 業 従 事 者	健保一傷病手当(業務外) 労災一休業補償費ならびに 疾病年金および手当(業務上) 厚年一療疾年金および手 当	健保一入院、療養、医薬 品(業務外) 労災一同上(業務上) 国保一入院、療養、医薬 品	健保一出産手当 分べん費 は育手当
農 従 事 者		国保一入院、療養、医薬品	
船 員	船員一年金および手当な らびに傷病手当	船員一入院、療養、医薬品	
政 本 省 職 員	政 府 傷病手当(業 務外) 政 府 疾病手当およ び療疾手当 (業務上) 恩給制度一療疾年金(同 上)	政 府 入院、療養、 医薬品(業務 外) 政 府 同 上 職員補償(業務上)	政府 職員共 済一 は育手 当 出 産手 当
府 官 業 職 員	官業共済一疾病手当	官業共済一入院、療養、 医薬品	官業 共済 一 出 産手 当 は育手 当
自 営 業 者		国保一入院、療養、 医薬品	
失 業 者			
老 婦 者			
扶養家族		健保一入院、療養、医薬 品の半額 国保一同上の一部 政 府 同 上 の半額 職員共済 官業共済一同上の半額	官業 共済 政 府 共 済 一 同 上 は育手 当 分べん 手 当

健保一健康保険

国保一国民健康保険

失業一失業保険

政府職員共済一政府職員共済組合

政府職員補償一政府職員に対する補償制度

恩給制度一政府職員恩給制度

る 社 会 保 険

用 保 険 制 度

産 費	養 老	失 業	死 亡	
			葬 祭	遺 族
健保一産院収容 国保一同上	厚年一年金お よび脱退	失業一180日 間現金 給付	健保一現金 国保一現金および ごまれに現物 給与	厚生一年金およ び一時金 労災一同上
国保一同上			国保一同上	
	船員一年金お よび脱退	船員一180日 間現金 給付	船員一現金	船員一同上
政府 職員共 済一 分べん あるいは 各自病院 における 当	恩給 制度一 年金	脱退一脱退手 当	政府職員一現金 補償 政府職員共 済一現金	恩給制度一同上 政府職員補償 一時金 脱退一同上
官業 共済一同上	官業一 共済一 年金	脱退一脱退手 当	官業共済一現金	官業一 共済一 年金およ び一時金 脱退一時金
国保一病 院収容			国保一現金およ びごまれに 現物給与	
国保一産院収容 費の一部			健保一現金 国保一現金およ びごまれに 現物給与	

労災一労働者災害補償保険

脱退一脱退者に対する制度

官業共済一官業共済組合

厚年一厚生年金保険

船員一船員保険

※
場合に、普通最高制限があつて、その50%とか60%とかいう保険給付金は、現在の実際の最低生活に必要な額にとうてい足りない。それに一方では、戦後の激しい物価変動に対し、給付金の額が、それに応じていない場合が多いので、不時のできごとに備えるための保険が役にたたないような状態である。

また同一の事故に対しても、いろいろな制度によって、給付がまちまちに行われ、その差がひどすぎる。それは、制度を法律化する時に、全体をうまく調整していかないからであるといわれている。その一例としては、傷病手当の額は、いろいろな種類の保険では、最低基本給料の40% 最高100%という開きがあるくらいである。

保険制度の運営上の困難。 今までのわが国の保険制度は、非常に複雑なので、その運営に当る人々の困難は想像以上である。重複があつたり、同じ問題をいろいろに取り扱ったり、記録にむだが多かつたりしている。そこで保険金の給付が遅れたり、保険料を納めるのを怠るというようなことが起りがちである。一般大衆は手続がめんどろなためや、また保険金の給付が遅れたりするので、この制度に対して冷淡になり、信頼しなくなるという悪い結果も出てくるのである。

制度の改善への対策。 最近では、こうした欠陥に対して、政府もいろいろな対策を講じており、部分的には改善された点も少なくないし、最近になって、法律となった制度もいろいろある。しかし、現在の問題は、単に部分的な改善だけでは、決して十分に解決されない。ほんとうに社会保障制度の精神に基づいて、国民すべての生活不安からの自由を確立するためには、かなり根本的な改善が要求されている。昭和24年の5月には、政府は、社会保障制度審議会をつくり、委員40名を任命し、社会保障に関する立法運営について総理大臣や関係大臣に助言する任務と権限を持たせることになった。

Ⅱ 公的扶助—生活保護

生活に困窮する貧しい人々を救済し、その人々がよたたび立ち上がって、社会生活に寄与できるようにこれを助けることは、健全な社会生活の発展にとって大事なことである。これは世界の各国において、人道主義的な精神によって、古くから慈善事業という形で行われてきた。ヨーロッパではすでに古代のギリシャやローマでも、個人や国が慈善事業を行っていた。キリスト教の教会もこの事業を宗教的立場で行ってきた。

日本における福祉活動。 わが国でも、江戸時代以前から、いろいろな形で貧窮者に対して慈善行為が行われた。皇室の慈善行為については、いろいろの事実が伝えられている。仏教の僧たちによっても慈善の行為が行われた。鎌倉時代の忍性菩薩の貧民や病人やすて子などに対して行った救済事業は、個人としては、大規模なものであつた。キリスト教では、室町時代に渡来したポルトガル人アルメイダの救済事業は、ヨーロッパふうの社会事業として、歴史上重要なものである。またわが国では、貧窮者や失業者を家族の間で相互に扶助したり、隣人たちが相互扶助を行う習慣が続いてきた。

しかし、わが国では、組織的な福祉活動はあまり発達しなかった。日清戦争および第一次大戦後の産業の急速な発達とそれに続く不景気という現象によって、政府もしだいに貧困労働者の救済に対して関心を示すようになった。

わが国における救済の法律は、明治7年(1874)の恤救規則^{じつきうきそ}が最初であるが、それはそれまで行ってきた家族や隣人がになつてきた責任を、法律によって裏付けをしたにすぎなかった。明治23年(1890)から昭和4年(1929)まで、政府はもっと進んだ救貧法を議院に提案したけれども、そういう法律は「怠惰を助長する」と主張

する反動的な資本家の反対を受けてきた。昭和4年(1929)には、救護法が成立したが、それはなんらの資金も与えられなかったもので、その効力はなかったといつてよい。そのほか、母子保護法(昭和12年—1937)、軍事扶助法(大正6年—1917)、戦時災害保護法(昭和17年—1942)および医療保護法(昭和16年—1941)などによって、政府の保護事業が不十分ながら行われてきた。しかし、これらの事業は一貫性に乏しく、またその対象も限られていた。

戦後、無差別平等に、困窮者に対して適当な食糧、住宅ならびに医療の措置を講ずることが、わが国の再建にとって重要な対策であることが認識され、生活保護法が昭和21年(1946)9月国会を通過し、その年の10月1日に法律として実施され、以前の関係法律は廃止された。

貧窮者は平等に保護されなければならない。生活に困窮している者は、年齢やその他の資格について制限なく、だれでも保護が与えられるということは大事なことである。保護を受ける困窮者というのは、生活のできない者、また生活がやっとできて病にかかったり、出産したりする場合には、医療費や助産費を出すことのできない者をさしている。このような困窮者に対して、政府は、無差別に救助の手をさしのべなければならない。

ただし、怠惰な者や素行の不良な者は、もちろん除外される。この制度の目的は、決して怠惰な人々をつくることにあるのではないからである。

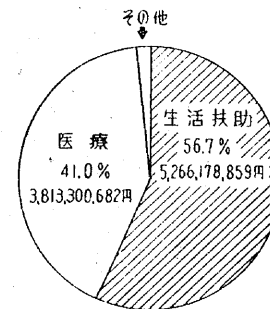
保護の種類。 生活保護法による保護の種類には、生活扶助、医療、助産、生業扶助および葬祭扶助がある。

(1) 生活扶助は、生活することのできない者に、生活に必要な金銭または物資を支給して、これを助けることである。生活扶助の限度は、たとえば、東京都とか5大都市(大阪、京都、名古屋、神戸、横

浜)に住む5人世帯で全然収入のないものに対しては、原則として月5,730円程度となっている。(昭和25年1月現在)

(2) 医療および助産は、市町村長の指定した医師や歯科医師または助産婦にかからせ、その医師たちには市町村から費用を支払うことになっている。

生活保護法による
保護の種類別保護費
(昭和23年度)



総額 9,291,650,388円

(3) 生業扶助は、生業に必要な資金や器具を給与したり貸したり、あるいは生業に必要な技能を授けることによって行っている。

(4) 葬祭扶助というのは、家族に死亡者があっても、その葬祭に必要な費用が支払えない遺族に対して、葬祭の扶助を行うことである。その限度は一件原則として1,400円程度になっている。

民生委員の制度。 生活の保護は、普通保護を受けるものが住んでいる地域

の市町村長が、政府の機関として行うのが原則になっている。市町村長は、保護を受けるものの生活状態をよく知ることのできる立場にいるからである。また、市町村長が責任を持っていれば、手続きが速く簡単に行われるからである。

市町村長を助けるものに民生委員がある。民生委員は、地方長官の推薦によって厚生大臣に委嘱される名誉職である。現在約14万人の民生委員が委嘱され、市町村(東京都では区)ごとに置かれている。

民生委員の仕事は、(1)住民の生活状態を調査すること。(2)保護を必要とするものを適当に保護し指導すること。(3)社会施設と密接に連絡し、その機能を助けることなどであって、仕事について知

事の指導監督を受けることになっている。民生委員は区域ごとに民生委員会を組織して仕事について相談し、連絡し、また意見をまとめて関係官庁に申し出ることができる。

困窮者は、その地方の民生委員に相談して市町村長に保護を申し出ればよい。しかし、市町村長は申し出がなくても、保護を必要とするものには、保護を与えなければならない。だから要保護者を調査する民生委員の仕事は、要保護者に対する愛と職務に対する忠実さを要求されるのである。

保護施設。 生活扶助については養老院、育児院、医療や助産については、救療病院・国立病院・療養所・産院、失業扶助については授産場などがあって、これらはいずれも生活の保護を目的とするものである。また生業扶助を受けている母と子の宿舎になる母子寮ホールなどは、生活保護を受けている者を援護するために必要な施設である。こういう施設がなくては、生活保護は十分に行われない。そこで、生活保護法では、こういう施設を保護施設と呼び、その設置について地方長官が認可を与えることにしている。市町村長が生活保護や援護のために要保護者を委託する場合には、保護施設はこれを拒絶することはできない。そのかわり、市町村や都道府県は、その事務費を負担し、設置について補助を与え、土地や建物にも地方税を課さないなどの恩典を与えている。

保護に要する費用。 困窮している人々を住民が協力して助け合うという精神に基づいて、その費用は原則として、居住地



(養 老 院)

の市町村が負担することになっている。しかし現在の地方財政からいって、それだけでは、決して十分な保護を与えることはできない。そこで政府は、その10分の8の補助を行い、都道府県もその10分の1を税金の中から補助することになっている。保護施設の事務費も、そこで保護や援護を受けている者の保護費を負担する市町村がその人たちの数に応じて負担し、これに対して、政府や都道府県が補助を与えている。

研 究 事 項

- 1) わが国の過去の救済対策を調べ、現在行われている救済制度と関係のあるものをそれぞれ分類してみること。
- 2) 近代社会になってから発達した社会保障制度について調べ、なぜそのような制度が必要になったかを学級で討議すること。
- 3) 明治以来の社会保障に関する立法がどのように行われてきたか、その年表を作ること。その年表をもとにして、それらの立法が行われた当時の社会について考察すること。
- 4) 「自分たちの就職の条件」という題で十分研究してから、学級討論会を開くこと。
- 5) 諸君の地方の工場や会社で、会社側が行っている福利施設について調べる。それはどんな問題を持っているか。学級で討議すること。
- 6) 諸君の地方では援助を必要とする人々に、援助の手をさしのべている公共的、私的施設には、どんなものがあるか。それを表にすること。それらの事業がきみたちの地方の生活の改善に、どのように役だっているか。討議すること。
- 7) 健康保険・失業保険・生活保護に関する法律を調べる。それに関連する活動は、諸君の地方ではどのように行われているか。
- 8) 民生委員の仕事はどういうものか。民生委員を尋ね、現在どんな問題があるか話し合うこと。また委員やその他の一般の人を尋ねていろいろ研究し、民生委員には、どんな人を選ぶべきかを学級で討議すること。

第4章 社会保障制度を強力にするにはその他に どんな努力が必要か。

社会保障制度はそれだけでは、十分に効力を発揮することはできない。生活の不安定や貧乏の直接的間接的原因に対して、われわれは協力してあらゆる努力を払って、これと戦わなければならない。そのためわれわれは、共同の責任として、病気に対する保健政策、児童福祉、あるいは住宅政策、雇用政策の改善、公共事業などを行う必要がある。

I 公衆衛生活動

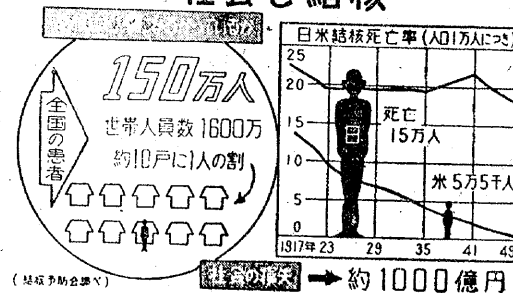
健康は、人生の幸福の最も基本的なものの一つである。昔は病気は悪魔のしわざのように思われ、病気になるのは避けることのできない運命とみなされることが多かった。科学の発達によって、多くの病気の原因が発見され、健康教育や、治療の機会と適当な処置とが与えられるならば、多くの病気は治療されるようになったばかりでなく、これを予防することさえもできるようになった。しかし予防や治療は個人にとっては、かなり負担の大きい費用を要するだろう。経済的な理由で適当な予防もできず、病にかかっても、これを治療する適当な機会に恵まれない人々はかなり多い。また、たとえ治療を受けることができて、個人でその費用を負担するために貧困に陥る人々も多い。前にも述べたように、病気は貧困の原因としてかなり重大なものである。ある調査によれば（日本社会事業協会の昭和9年の調査による）病気のために貧窮に陥ったものは、全体の46%にのぼっている。

わが国の衛生状態。わが国の死亡率は、平均1,000人に17人と
いわれているが、これはかなり高いものと考えられる。出産に際して

死亡する母親は1,000人について2人と報告されている。しかし、妊娠中に医師に診察を受けるものはまれであり、多くは出産に際して、十分に手当をされているとはいわれない。だから、出生児のほうは毎年約200万人のうち10万の死産があるといわれている。

児童の死亡率
は、最近の数字
では（1943）
1,000人につい
て86.6となっ
ているが、それ
もアメリカの2
倍といわれてい
る。

社会と結核



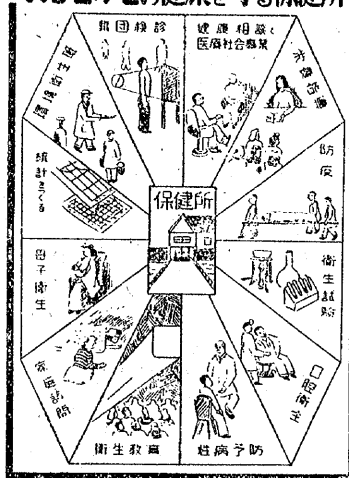
日本は結核が非常に多い。戦時中は、その死亡率は、非常に高く、10万人に対して280という高い率を示している。これもアメリカと比較するとその高さがよくわかる。アメリカでは10万人について37である。

このような点でも、わが国の衛生状態がまだまだ改善されなければならない多くの点を持っていることがわかる。

病気に対してどんな施設があるか。病気に対しては、種々の保険が、いろいろの分野の人々を保護している。ところで、医療給付を十分に行うためには、施設がそれに応じていなければならない。

公衆衛生上に重要な役割を持っているのは、国民健康保険であるが、これは強制的な健康保険の適用を受けない人々に、医療を給付する目的で、初めは、民間から自発的に起ってきたものである。多くの国民健康保険組合には医療施設があった。それは組合員の治療はもとより、予防接種・特殊の検査・個人の健康相談にも応じていた。しかしイン

あなたがたの健康を守る保健所



フレッシュが進み、また戦後組合員が減少して、組合活動は衰微し、現在はあまり活発ではない。

各地方の保健所もまた、公衆衛生のための施設であり、住民の健康相談や治療に当たっている。(社会科教科書 12「生命財産の保護」26ページ参照、終戦後、わが国の新しい事業としては、国立病院と国立療養所がある。これは以前の陸海軍病院や療養所であって、一般国民はこれを利用することができなかったのを、

厚生省の管理に移し、一般の人々に開放したものである。

国立病院は「医療の民主化」という方針の下に、国内のすべての病院の模範となるよう国の指導によって運営されている。最低の医療費で医療を受けられることが、国立病院の使命であり、実際にも、多くの生活保護法の被保護者や保険患者によって利用されている。

国立療養所も同様な趣旨の下に、結核患者、らい患者、身体不自由者などを収容して治療と職業指導に当たっている。

病院に対する改善の問題。 わが国の治療施設としての病院には、まだまだ改善しなければならない点が多い。もちろん、施設には経費がかかるのだから、国の生産力や国民の収入は設備に影響を与える。しかし、病気に悩むのは、国民すべての不幸であり、社会のすべての

人々の共通の問題だから、国民や社会の人々の協力によって、与えられた経済的条件のもとで、できるだけ公共施設の改善をするように努力することがたいせつである。

(1) わが国の病院は、まだその収容力が十分ではない。わが国の病院の病床(ベット)の総数は、昭和20年(1945)には、35万に足りない。これは人口1,000人当りに3.9という割合になる。これをアメリカの諸州の平均と比較してみると、最低のミシシッピの4.98にも及ばない。アメリカの最高はニューヨークの15.34であり、わが国のそれは、その4分の1に満たないわけである。

(2) 病院が、交通不便な場所にあることが多い。ことに、政府の運営する病院の多くが、以前の軍関係の病院であったために、そういう傾向がある。また、一般に科学的な考えが足りなかったから、一般の住民も、病院が近くにあることを好まないの、交通の不便な所に病院が建てられるようになったのだろう。交通不便な所にあれば、必要な時に、これを利用することが困難である。

(3) 日本の現在では、家族の者が病院に入院すると、食事とか、看護とかに、ひとりはどうしても付ききりになる。これは大きな負担になる。病院のサービスを改善することも大事だが、一方では家族も病院を信頼するようになれば、気軽にひとりで入院ができるようになるだろう。

(4) 病院の施設をもっと十分に整え、清潔にきちんとしていくことが大事である。これには、費用がかかるので、一度に改善することはむずかしいが、できる範囲で少しずつ改善することは不可能ではない。奉仕の精神がみんなにもっと強くなれば、病院や、病院を運営する政府の側でも改善をするようになるだろうし、利用者のほうでも公共の施設を大事にするようになるだろう。

一般に保険制度による経費で、診療を受ける人々が多くなってきた

のは、保険制度の精神がしだいに理解されてきたからである。昔は、保険の患者に対しては、有料の患者と比べて、差別待遇をするような病院や医者が多かった。このようなことは、政府の補助その他の改善によって少なくなってきた。しかし、まだ十分ではない。この点の改善には、やはり奉仕の精神が十分徹底して行くことがたいせつである。

Ⅱ 児童福祉の事業

貧困から人々を守る対策として、貧乏の悪循環を断ち切って人々の生活の安定を計るために、すべての貧しい少年少女たちに対する救護が非常にたいせつである。

児童福祉法ができるまで。わが国の政府が貧困救済の立場から、貧しい少年少女の問題に手をつけたのは明治7年(1874)の恤救規則からである。明治33年(1900)には感化法が出て、不良化した少年少女の保護を法律によって実施している。明治の中期以後工業の発達に伴って、しだいに少年労働の問題が大きく取りあげられるようになってきた。そこで、大正4年(1911)には、工場法が公布されたが、その実施されたのは、ようやく大正9年(1916)だった。大正12年(1923)には、少年法や矯正院法ができ、昭和2年(1929)には、古い恤救規則にかわって、救護法が公布された。昭和8年(1933)には、児童虐待防止法と少年救護法(もとの感化法を改正したもの)とが施行され、昭和12年(1937)には、母子保護法が制定された。

戦後、社会の混乱によって、浮浪児や戦災引揚孤児の問題が、わが国の社会に暗い影を投げかけた。青少年の不良化は単に青少年の不幸



(街頭の保護を要する少年たち)

であるばかりでなく、国家と社会の不幸である。この対策としては、従来の法律は、ばらばらで、十分でないばかりか、少年少女の生活を明かるくし、その健全な将来を保障するという民主的な社会の責任を十分に表現したものともいえない。そこで政府は、昭和22年(1947)今までの少年少女救護の法律を統一して、新たに児童福祉法を制定した。

児童福祉法の意味。児童福祉保障の原則は、次の三つの点にあるといわれている。

- (1) すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、また育成されるように努めなければならない。
- (2) すべての児童は、その生活を保障され、愛護されなければならない。
- (3) 国の政府および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を身心ともに健やかに育成する責任を持っている。

こうした原則は児童福祉法に表わされているのではあるが、法律ができたということは、ただちにすべての少年少女が明かるい楽しい生活を送れるようになったことを意味するわけではない。その責任は、国民にある。社会の人々が、その精神を理解し、協力して、この問題の解決に努力することがたいせつである。それと同時に、この制度のもとに働く人たちおよび政府が、十分この原則を実現するために努力しなければならない。

児童福祉法はどういう人々を対象としているか。児童福祉法の対象となるのは、児童、妊産婦である。児童というのは、満18才以下の少年少女をさしている。これを三段階に分けて、満1才以下を乳児、満1才から小学校就学期までを幼児といい、それ以上18才までを少年とよんでいる。妊産婦が対象となるのは、乳児の母という意味で、乳児の生活を保護することがたいせつだからである。

児童福祉審議会。児童と妊産婦の福祉に関する事がらを調査した

り、審議したりするために、中央と地方とに児童福祉審議会が設けられている。中央児童福祉審議会は、厚生省などの公務員や厚生大臣から選ばれた委員45人でできている。この審議会は、厚生大臣の相談にのったり、関係各大臣に意見を述べたりすることがその仕事である。都道府県児童福祉審議会は、委員20人で、都道府県知事の相談に応じ、さらに、児童福祉についての行政にも参加することができる。この委員たちは、社会の世論を代表して、児童福祉という大事な仕事をするのであるから、その経験者やそのほか広い識見を持つ人を集めることが必要である。

児童福祉司および児童委員会。 児童福祉司は、児童や妊産婦の保護やその保健などについて、相談に応じ、必要な助言を与える仕事をする。この人々は公務員で、都道府県の民生部長の監督のもとに仕事を行う、いわば児童福祉の専門家である。また、後に述べる児童相談所長から依頼されて、その担当区域の児童や妊産婦の保護や保健について相談し、その市町村長や区長や児童相談所長に報告したり、意見を述べたりする仕事に当たっている。この人たちは、自分の担当区域の児童や妊産婦の実情をよく知っていて、必要な処置を早く正確に行わなければならない。

市町村や区には、厚生大臣の委嘱によって児童委員が置かれている。児童委員は、前に述べた民生委員が兼ねることになっている。児童委員は、児童福祉司の指導のもとに、児童の家庭と密接に連絡して児童福祉のために働く人々である。

児童相談所。 児童のいろいろの問題の指導機関として、児童相談所が置かれている。児童相談所は、各都道府県に何か所か置かれていて、所長以下の所員が面接指導や出張面談や巡回相談を行っている。

児童相談所には、必要に応じて、児童を一時保護する施設が設けられている。一時保護所に保護されている児童には、衣・食・住その他

児童福祉施設とその収容人員



の生活指導を十分に行わなければならない。

福祉を保障する処置。こうした保護機関を通じて、福祉保障の処置がいろいろ講ぜられている。

(1) 保健指導 妊産婦や乳児・幼児の保護者は、保健所や医師や助産婦などについて、妊娠・出産・育児などについての指導を受けなければならないことになっている。その費用を出せない人たちは、知事がそれを負担する。

(2) 母子手帳、妊娠した人は、できるだけ早く医師や助産婦の証明書添えて、市町村長に届け出ることになっている。この届出があると、知事はその人に母子手帳を交付する。この手帳には、保健所や医師などの保健指導を受けた時、必要な注意事項を書き入れられるようになっている。すべての母親は、その子どもたちが学校へ行くまで保存しておかなければならない。

(3) 福祉施設への入所、保護指導。

- 1) 助産施設（経済的理由によって、入院助産を受けたくても受けられない妊婦を入所させ、助産を受けさせる）
- 2) 乳児院（乳児を入院させ、養育する）
- 3) 母子寮（配偶者のない母とその子どもを入所させ保護する）
- 4) 保育所（保護者の依頼によって、毎日その乳児および幼児を保育する）
- 5) 児童厚生施設（児童遊園、児童館などのように、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進させる）
- 6) 養護施設（保護者のない幼児や青少年、または虐待されている子どもなどを入所させ、養護する）
- 7) 精神薄弱児童施設（精神薄弱児を入所させて保護し、かれらの多くが独立自活できるように教育する）
- 8) 療育施設（身体の弱い児童、あるいは不具の児童を入所させ、

その健康増進や治療を計り、また独立自活ができるように教育する）

9) 盲ろうあ児施設（盲ろうあ児を入所させ、適当な指導と養護を与える）

10) 教護院（不良行為をしたり、またはする恐れのある児童を入所させ、教護する）

市町村長は、保護を必要とする者を、それぞれ以上のような施設に入所させ、助力しなければならない。

このほか「里親」という制度がある。保護者のない児童、または保護者がいても適当ではない（子どもを虐待するような）と認められた児童を養育することを希望する

人は、その児童の里親になる。里親の資格は、都道府県知事が、本人が児童の育成に関心を持ち、健全な常識と健康と相当の財産があり、その家庭環境がよいと認めなければならない。この養育費は国の政府が10分の8、都道府県が10分の1、市町村長が10分の1を持つことになっている。

児童福祉事業問題。 国中の青少年たちがすべて、社会の人々の手によって保護され、明かるい将来を約束されるようになることは、われわれの理想である。イギリスの家族手当法や児童法は、この理想に近い程度まで進んでいる。わが国の児童福祉の事業もイギリスに範をとったところが見えるが、法律の改善だけでは、まだまだ理想が実現しているとはいえない。むしろ現在では、経済的事情やその他の理

第5表 里親家庭および委託児童数
(昭和24.10.31,
厚生省児童局調)

登録里親数		4,153
現に児童委託中の里親数	将来養子にするもの	628
	それ以外のもの	2,231
	合計	2,909
里親に委託されている児童数	男	1,856
	女	1,422
	合計	3,278

由で、この事業も十分に効果を発揮しているとはいわれない。

現在は浮浪児の数が増加しているが、多くは種々の理由から家庭を失い、また家庭を出る少年少女たちである。かれらは保護を必要としている。しかし新聞には、保護された少年少女が、保護施設をとび出してしまふという記事も見える。いろいろな理由もあるのだろうが、おもに保護施設が十分でなく、保護に当る人々の態度にも改善すべき余地があるからである。また、長い間ほうり出されていた少年少女たちの多くは、どうしたら秩序ある集団生活ができるか知らないのである。

保護を必要とする少年少女たちは、養護施設に収容されたり、里親に保護されたりしているが、その数は昭和23年(1948)には、2万人に近い。しかしさらに5万人ほどの少年少女が、家庭がなかったり、家庭にいられなかったり、不良行為があったり、精神薄弱であったりして、保護を求めている。このような事情を考える時、児童保護の事業がこれからどんなにたいせつなことがわかる。社会の人々のこの重要な問題に対する関心も高まらなければ、決してこれを解決することはできない。

少年少女の教育に対する補助。 国民が教養を高め、社会をいっそう進歩させていくためには、すべての国民が教育を受けなければならぬ。そこで、わが国でも憲法に基づいて、義務教育の制度を定めている。ところが、家庭の貧困なために、義務教育さえも受けることが困難な少年少女がいる。そこで、社会は、貧しいために子どもを学校へやることのできない家庭を助けてやらなければならない責任を持っていることは明らかである。

生活保護法は、貧しい人々の最低の生活を保障する制度を実施しているが、それとともに貧しい人々に義務教育のための教養費や、学校給食のための実費についても、その貧困の程度に応じて、補助を与え

ることになっている。この制度が活用されれば、家計を助けるために学校へ行けない子どもを助けてやることのできる。補助を必要とする家庭は、市町村長に相談すればよい。

家が貧しいために、進学的能力もあり、自分もそれを希望していながら、高等学校以上の学校に進めない人たちがいる。その人たちのためには、育英制度が法律で定められている。これを行うのは日本育英会である。高等学校以上の生徒で学費に不足している人たちは、在学する学校で証明を受け、育英会に願い出れば、選衡の結果、学費を貸与される。学費を借りた人は、卒業後、何年かの間にこれを返せばよい。

第6表 各年度別奨学生数

(日本育英会調)

学校別	昭和18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
中 学 校	726	3,922	8,093	14,707	30,992	14,215	6,285	78,940
新 制 高 校	—	—	—	—	—	14,501	27,914	42,415
教員養成校	—	—	—	—	2,164	7,000	5,344	14,528
専門学校	443	1,628	1,975	2,851	6,312	10,636	8,485	32,330
高等学校及 大学予科	278	969	1,075	2,053	3,989	8,876	3,863	21,103
新 制 大 学	—	—	—	—	—	—	4,753	4,753
大 学	326	887	1,280	1,916	4,770	10,479	11,173	35,582
医学修練生	—	—	—	—	—	378	1,394	1,772
特別奨学生	—	—	—	—	—	215	220	435
特別研究生	—	—	—	—	—	—	159	159
通信教育による大学	—	—	—	—	—	—	25	25
計	1,773	7,404	12,423	21,527	48,227	66,320	69,615	227,289

※備考 昭和24年度は10月末日調である

II その他の事業

住居についての対策。 低収入者のしばしばこうむる不利益のう

ち、最も大きなものの一つとして、不良で高い家賃の都市の住宅と、その住宅地域の不衛生がある。ことに現在は住宅難から、この問題は非常に深刻なものになっている。

そこで政府あるいは地方公共団体は、住居に対して、対策を行わなければならない。政府は、空地・規模・構造・設備などについて住宅の最低条件を決め、この条件を満たしていない住宅の建築を制限し、不良住宅の影響を防がなければならない。わが国では、大正8年(1919)の都市計画法や市街地建築法ができています。それによれば、市町村は公共の福祉のために、交通・衛生などの見地から、都市計画委員会をつくって、都市計画を実行することができるようになっている。また、住宅区域内に爆発物や危険な薬物を製造する工場の建築は禁止されている。さらに政府は保安上、衛生上危険と認められる建築物は取り除いたり、改築修理をしたり、使用を禁止したりすることができる。

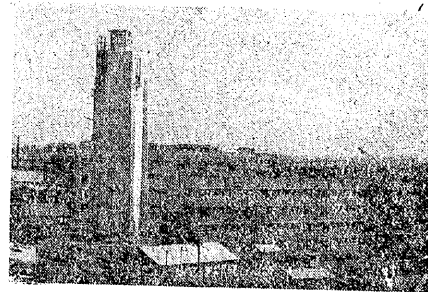
住居については、単に個々の住居ばかりでなく、それらの密集している地区が問題である。そこで政府は昭和2年(1927)に不良住宅地区改良法を施行している。それによれば、公共団体は、密集している衛生的でない住宅地を改良することができるようになっている。都市の発展は自由に任せておくと、住居の条件が悪くなるので、一定の都市計画に基づいて、市街地や道路の建設の指導統制をし、水道・下水の設置や維持、道路の舗装、公園の設置その他の公共施設を公共事業として行うこともたいせつである。

営利的な立場では、よい住居が適当な家賃で供給されない場合、公共団体自身が住宅を建設し、それを安い家賃で供給する。このような住宅の供給は住宅難を緩和するだけでなく、これが広く行われれば、一般の家賃も適正になるという効果もある。現在世界の国々は住宅難に苦しんでいる。これは戦争の破壊と戦時・戦後の経済的混乱に基

づくものである。わが国でも、住宅難は深刻である。多くの人々が衛生的でない住宅に居住して苦しんでいる。東京都を始めとして、都市営の住宅が建設されたり、

また公共団体があつせんして適正な価格で住宅建築ができるようになっている。

しかし、それは遅々として進まず、住宅難の解消は、国民生活の向上のためにさらに有効な方法を求めている。



都営アパート

職業安定の方策。 職業を失うということは、現代の生活では、大多数の人々にはただちに生活そのものを失うことを意味している。失業保険の制度があつても、それは一定の期間、最低限の生活を保障するにすぎないし、現在では、その額も少ない。

職を失った被用者は、一般に自分の就職の機会に対する知識が狭いために、永続的な失業の危険にさらされたり、あるいは心ならずも不利な職業につかなければならないことが多い。その上労働者は十分な職業指導を受ける機会と資力がいないために、有利な転職ができなかったり、失業や低賃金に甘んじなければならない。雇主の側でも、必要な労働者が容易に得られることを歓迎する。そこで、雇主と労働者の両方の利益を考え、職を得る機会を多くするために、政府は公営の職業安定所を設け、求人と求職とを調節している。公共職業安定所は、求人と求職とをあつせんし、失業をなくしたり、その期間を短くすることができるし、労働者を適材適所に配置することができる。公共職業安定所が広範囲に連絡を取っていれば、労働者に就職の機会や労働条件についていろいろな情報を提供して、就職の選択をさせることが

できる。そうすれば、労働者が不当に低い労働条件でも、無知のためにがまんするというような不利なこともある程度なくなるだろう。公共団体は、職業安定所を通じて遠方に職を求める者に、旅費を支給して、労働者に就職の機会を与えることもできる。

世の中には求職者の無知を利用して、ことば巧みに就職の世話をし、中間の利益を得る周旋業者がいる。かれらは、失業者、求職者の無知につけ込んで、利益を得るのである。そこで、昭和22年(1947)の職業安定法では、営利を目的とする職業紹介は禁止されている。大正10年(1921)の職業紹介法では、公共の職業紹介は地方公共団体で行い、その費用も市町村が主として負担することになっている。しかし、それでは、国民の共通の問題である職業安定の仕事に効果的に行うことはできない。そこで新しい法律では、国の費用で公共職業安定所が設立運営されることになった。現在は全国に500余の公共職業安定所がある。

職業安定所に関連して、職のない青年に職業教育を施して、これを職場に送る職業補導の仕事や授産場の仕事がある。これらについては労働省がその責任に当たっている。

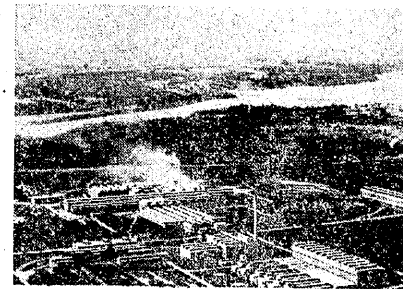
失業の問題は、完全雇用の実施によらなければ、完全には解決されない。しかし、完全雇用は、現在の世界の重大な問題であり、生産と消費との均衡、その他のいろいろなむずかしい問題を含んでいる。これらの問題を解決することは、経済の民主化、国民生活の民主化のために、きわめてたいせつなことである。しかし、それが一時に実現できないにしても、一步一步、あらゆる努力を払って、失業の問題をいろいろな角度から解決し、国民生活の安定を保障していく国は、進歩の道をたどるものということができる。

公共事業の計画。 食料・衣料・燃料の生産や配給を直接に増進させたり、あるいは、間接にそれに役だつ事業が、政府の責任で行われ

る時、営利に支配されず、国民の生活安定に貢献するであろう。たとえば、住宅建築、道路の建設や修理、開墾、埋立事業、新校舎や公共福祉施設の建設などは、直接営利事業にはならないから、これを政府の責任で遂行していくことによって、国民の生活安定、文化の向上に役だつのである。

しかもこれらの事業には、失業者を雇って仕事を与えることができる。それは、また失業救済の意味を持つことが大きい。失業救済のために軍需産業を盛んにし、軍備の拡張の道を取った代表的な例はヒットラーのドイツであった。それは戦争を誘発しやすいのは当然である。アメリカのある学者は、それを失業という不幸な問題を、人類にとってさらに不幸な戦争によって解決する方法と呼んでいる。しかし、

われわれは、戦争放棄の固い決意をしている。われわれは失業の問題の一つの解決の道として、国民生活を平和のうちに安定させる事業を選ぶことができる。そしてそれは、平和と文化の向上への正しい道に通ずるだろう。



アメリカにおけるT.V.A.の成果

もちろん、これは国民の税、すなわち国民の負担によって遂行される。したがって、国民全体の所得が高められなければ、有効に行うことはできない。政府は、毎年公共事業費を予算に計上するが、国民経済の事情によってその額は制限されるので、なかなか思うように公共事業計画を遂行することはできない。しかし、国民の幸福と安全への希望と意志が、政治に反映し、政府が国民の福祉のために努力するならば、この計画は常に重視され、有効に遂行されなければならない。

研究事項

- 1) 諸君の地方の公衆衛生施設について研究すること。施設の当事者と利用者に会って、双方の意見を聞き、どんな問題があるかを研究すること。改善を必要とするのはどういう点か、それはどうすれば改善されるか。
- 2) 児童福祉法を研究すること。不幸な青少年の救済は、わが国ではどのように行われてきたか。なぜ児童福祉法が必要になったか。
- 3) できれば、児童相談所を尋ね、そこではどんな仕事に責任を持っているかを明らかにすること。
- 4) 諸君の地方には、母性および児童の福祉施設としてどんなものがあるかを調べて表にすること。その調べに基づいて、それらがよく利用され、活動しているかについて学級で討議すること。
- 5) 「里親」の制度は、どういう趣旨に基づいて行われているか。その状況を、市町村の責任者に手紙を書くか、これを訪問して、理解すること。
- 6) 現在、国民あるいは住民の福祉という点から、地方公共団体や政府は、住宅問題についてどんな対策を行っているか。関係者を学級に呼んで話を聞くこと。
- 7) 付近の職業安定所を尋ね、求人と求職の状況を調べる。それはどの程度に双方の要求を満たしているか。またなぜ営利的な職業紹介が法律で禁じられているかについて研究して、討議すること。
- 8) 公共事業は、諸君の地方では、どのように行われているか。それは、どれだけの予算で、どれだけの人々に職を与えているか。表にしてみる。
- 9) 生活不安をできるだけ除くために、労働組合や消費生活協同組合は、どういう仕事をしているか。そのほかどんな対策があるか、調べた上で、学級で討議すること。
- 10) 人口問題は、わが国の生活安定の対策と密接な関係がある。将来の移民、工業人口の増加、というような点をも含めて研究すること。

むすび

国民の「欠乏からの自由」を目ざして、個人と社会が協力して、多くの問題を解決していく道は、やがて社会の繁栄と個人の幸福とを招くだろう。世界の各国の政府は、その民主化の程度に応じて、この道を先へ先へと進んで行く。

慈善事業。ところで、貧乏に悩んでいる個人や社会の存在を、人類の不幸と感ずる人たちは、個人的にあるいは民間の団体を組織して、慈善的事業に努力している。先に述べた法律の適用を受ける福祉施設や社会事業にも、民間の人々の手になるものが多い。

慈善団体は、その活動が現在ではしだいに有力になってきた。調査をしたり、記録を作ってそれを保存し、慈善行為を行うための参考にしたり、また他の同じような団体とできるだけ協力するという方向に進んできたからである。また、単に博愛的な気持から事業をするという傾向から、しだいに救済を受ける人々が、自力で立ちあがるように力づけるという傾向に向かってきている。

社会事業は、かつては社会全体から切り離れたひとりひとりの個人の向上を対象とするという型が多かったが、現在では、その重点は、しだいに広まって、社会におけるすべての貧しい人々の生活を改善する方向に進んできた。そこで、これらの団体も、貧乏や不道徳や無能力や犯罪を減らすために、いろいろな公共施設を作ったり、住居やその他の一般の悪い生活条件を改善したりして、ある種の社会改革を行う努力をするようになってきた。

欧米では、現在社会事業は専門的な仕事になり、比較的高い教養と能力のある人々を求めようになっている。事業の方法が科学的になり、それにたずさわる人々を養成する教育機関さえも必要になってきた。わが国では、厚生省の財政的支持で、財団法人社会事業協会が東

京に日本社会事業専門学校を昭和21年(1946)に開設し、その学生数は、昭和23年(1948)には150人の人々を数えている。

社会事業の運動は、一方では、活発になるとともに、国際的な広がりを持つようになった。そして、国際親善の大きな役割をも果たしている。たとえば、国際赤十字社などは大きな活動をしている。

教育の任務。 人々の生活の安定のためには、政府や民間の団体の活動や施設にまたなければならないが、そのほか、個人的、社会的ないろいろの活動が行われなければならない。

民主的な社会では、人々は個人の能力が十分に発達し、健康な生活を送ることができるようになることを目指している。そして、そのような個人の才能や健康な身体が、同時に公共の福祉のために役だつようになることは、民主的な社会の進歩にとってたいせつなことである。そこで、社会は学校を通じて、少年少女たちがその能力を十分伸ばすことができるように指導し、同時に少年少女たちが、わが国の進んで行く方向を理解して、社会の公共の福祉に対して、責任を持つよい国民になるように導かなければならない。学校はさらに生徒たちの健康の増進のために、健康教育に力を入れるべきである。

個人の生活の安定は、職業生活が成功するかどうかということに大きな関係がある。職業生活に成功するためには、個人は自分の能力を十分に伸ばしていかなければならない。だから、学校はわが国の将来の産業の発達の方向に即して、生徒たちの職業指導を科学的に行う責任を持っている。

経済の再建と生活安定。 国民生活の安定は、窮極には、国民経済の安定に基礎を置いてしか考えられない。社会保障の制度も、国民経済の安定がなくては、結局は空中楼阁にすぎなくなるだろう。

一国の生産力が低く、その上軍需品のような国民生活に直接役だたない生産にかたよっているために、国民の日常生活に必要な生活必需

品の供給が、全体的に少ない場合には、国民のほとんど大部分が健康で文化的な生活を楽しむことは不可能である。過去の日本は、いわばそれに近かった。この場合には、いろいろな防貧救貧対策も十分には行うことができない。現在では、戦争によってわれわれは国の生産力を極度に低下させてしまった。だから、国民の貧乏を克服する第一の条件は、国の生産力を高めることだといわれている。国民の所得が全体として高まらなければ、個々の国民の生活水準もまた高めることはできない。

しかし、現実には、全体としては生産力が相当に高い国でも、貧乏な人たちが多く存在している所もある。国の生産力を全体として高め活用するには、国民の最低生活の保障がなければならない。ここにかなる社会でも、生活安定への対策が重要な問題と考えられる理由がある。

諸君は、こうして貧乏の問題と生活安定への対策とが、個人と社会にとってどういう意味を持つかを理解しただろう。それは、国の生産が、すべての人々に満足な生活を送りうるようにするのでなければならない。社会保障の制度は、政府の負担、すなわち、国民の税によって行われる。つまり、それは収入の多い者からは税を多く徴収し、収入の少ない者からは少なく徴収して、いわば、政府がそれで生活の安定を計るのである。そこで、税の問題もまた、これに関係することがわかる。

現代の社会は複雑である。いろいろな事情が個人と社会のできごとの原因になっており、人々の生活関係は入り組んでいる。そこで、貧乏の問題についても、あらゆる方法と施策を講ずることが必要となってくる。それは、経済・政治・社会の問題であるとともに、また文化や思想の問題でもある。社会と個人がこの問題をどう解決して行くか、そしてどのように個人と社会とを「欠乏」や「恐怖」から解放

することに成功するかは、その社会の民主化の程度によっても
言い過ぎではない。

生活安定への対策 高社 1003
高等学校第1学年用 社会科 22

Approved by Ministry of Education
(Date Nov. 14, 1950)

昭和25年8月25日発行
昭和26年2月25日再版印刷
昭和26年2月27日再版発行

(昭和26年2月27日 文部省検査済)

著 者 文 部 省

名古屋市東区上鷺杉ノ町5ノ5

発 行 者 中 部 図 書 株 式 会 社

代表者 野 村 永 助

名古屋市千種区青柳町五ノ六

印 刷 者 西 川 印 刷 株 式 会 社

代表者 西 川 一 男

名古屋市東区上鷺杉ノ町5ノ5

発 行 所 中 部 図 書 株 式 会 社

¥ 11.00

K290.3-1-22



東 野 英